

むつ市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度
(令和8年5月12日改訂版)

青森県むつ市

目 次

〇はじめに	1
第1 基本的な事項	2
1. むつ市の概況	2
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	
(2) 過疎の状況	
(3) 社会経済的発展の方向	
(4) 地域資源を活用するジオパークの取組	
2. 人口及び産業の推移と動向	4
(1) 人口の推移と動向	
(2) 人口の見通し	
(3) 産業の推移と動向	
3. 行財政の状況	12
(1) 行財政の状況	
(2) 施設整備水準等の現況	
4. 地域の持続的発展の基本方針	17
5. 地域の現状と今後の展望	19
(1) 川内地域	
(2) 大畑地域	
(3) 脇野沢地域	
6. 地域の持続的発展のための基本目標	25
7. 計画の達成状況の評価に関する事項	25
8. 計画期間	25
9. 公共施設等総合管理計画との整合	25
第2 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項	28
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	28
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
ウ. 事業計画	
2. 産業の振興	29
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
ウ. 事業計画	
エ. 産業振興促進事項	
オ. 公共施設等総合管理計画等との整合	

3. 地域における情報化	37
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	38
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
ウ. 事業計画	
エ. 公共施設等総合管理計画等との整合	
5. 生活環境の整備	42
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
ウ. 事業計画	
エ. 公共施設等総合管理計画等との整合	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
ウ. 公共施設等総合管理計画等との整合	
7. 医療の確保	48
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
ウ. 事業計画	
エ. 公共施設等総合管理計画等との整合	
8. 教育の振興	49
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
ウ. 事業計画	
エ. 公共施設等総合管理計画等との整合	
9. 集落の整備	52
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
10. 地域文化の振興等	54
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	55
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項……………	55
ア. 現況と問題点	
イ. その対策	
ウ. 事業計画	
(再掲) (令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分……………	57

○はじめに

平成 17（2005）年 3 月 14 日に、旧むつ市と旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村が合併し、新むつ市が誕生した。

本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 19 号）の規定により、過疎地域に指定されている旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の区域（以下「3 地域」という。）の振興発展の指針とするため、同法第 8 条の規定に基づき定めるものである。

また、本計画は「青森県過疎地域持続的発展方針」を踏まえ、本市の最上位計画となる「むつ市総合経営計画」及び本市の公共マネジメントについての基本的な指針となる「むつ市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら策定するものであり、3 地域における総合的かつ計画的な施策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、3 地域の持続的発展を支援し、もって、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上並びに地域格差の是正に寄与することを目的とするものである。

本計画では、地域の各分野における現況と問題点を踏まえながら、将来に向けてその具体的な解決策など、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や目標等について記述している。

なお、本計画に位置づけられた掲載事業については、計画期間内での全事業の実施が確定したものではないことを申し添える。

第Ⅰ 基本的な事項

Ⅰ. むつ市の概況

(Ⅰ) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然

本市は、本州最北端の下北半島中央部に位置し、東に東通村、南に横浜町、北西に大間町、風間浦村及び佐井村と接している東西約 55 km、南北約 35 kmにわたる行政区域 864.20 km²は、県内最大となっている。

その地勢は、市の中央部及び東部は平野など比較的なだらかな広がりを見せるが、北部及び西部は恐山山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっている。また、下北半島国定公園の広範囲にわたる部分が市域に存在し、各地に風光明媚な景色や温泉が見られるなど、豊かな自然の恵みを受けている。

一方、冬季の積雪は平野部や海岸部でおおむね 70 cmほどであり、降雪期間は 12 月から 3 月までと長く、また、夏季には農作物に悪影響を及ぼす「ヤマセ」と呼ばれる冷たい偏東風が吹き、年間を通して冷涼な気候である。

過疎地域に指定されている 3 地域は、それぞれむつ市の北部及び西部に位置する津軽海峡と陸奥湾に面した農山漁村地帯で、面積は約 618 km²と、市全体の約 72%を占めているが、その約 90%が森林である。

② 歴史

本市は、昭和 34 年 9 月、大湊町と田名部町が合併して県内で 8 番目となる市制を施行し「大湊田名部市」となり、昭和 35 年 8 月に全国で初めてのひらがな名称の「むつ市」に改称した。

平成 17 年 3 月 14 日に、ホタテ養殖等の漁業を中心としたまちづくりを進めてきた川内町、室町時代から続いているヒバ材搬出等の林業及びイカを中心とした漁業によりまちづくりを進めてきた大畑町、鱈とともに歩み、まちづくりを進めてきた脇野沢村の 2 町 1 村を編入合併して現在に至っている。

○川内地域

本地域は、明治 22 年 4 月、市区町村制の施行により、川内村、桧川村、宿野部村及び蛸崎村の 4 か村が合併して「川内村」となった。大正 6 年 10 月に町制を施行し、平成 17 年 3 月 14 日の廃置分合によりむつ市へ編入合併した。

○大畑地域

本地域は、明治 22 年 4 月、市区町村制の施行により、大畑村と正津川村が合併して「大畑村」となった。昭和 9 年 5 月 1 日に町制を施行し、平成 17 年 3 月 14 日の廃置分合によりむつ市へ編入合併した。

○脇野沢地域

本地域は、明治 22 年 6 月、市区町村制の施行により、脇野沢村と小沢村が合併して「脇野沢村」となった。平成 17 年 3 月 14 日に廃置分合によりむつ市へ編入合併した。

③ 社会・経済

本市の産業別人口の推移をみると、令和 2 年では、第一次産業が平成 17 年から 2.9 ポイント減の 5.0%、第二次産業は平成 17 年から 3.7 ポイント減の 19.3%と減少傾向となっている一方で、第三次産業は平成 17 年から 6.0 ポイント増の 74.3%と増加傾向となっている。

3 地域については、基幹産業である第一次産業の長年にわたる不振に加え、第二次産業の低迷により、第三次産業の割合が大きくなっている。今日の市民生活や産業・経済活動は、モータリゼーションの進展に伴い広域化、ボーダレス化しているが、3 地域は半島部で遠隔地にある地理的条件から、隣接する都市との時間的、距離的な隔たりは依然として大きい状況にある。

(2) 過疎の状況

本市の人口は、昭和 60 年の 71,857 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年に 17,754 人減少して 54,103 人となっている。このうち 3 地域の総人口は 10,529 人で、昭和 55 年の 23,957 人と比較して 56.1%減と大きく減少している。また、3 地域における令和 2 年の若年者（15～29 歳）比率は 7.0%であり、人口に占める割合は減少傾向となっている一方で、高齢者（65 歳以上）比率は 47.6%であり、人口が減少する中であっても大きく増加している。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である第一次産業の長年にわたる不振・低迷、就業に結びつく他の産業が少ないことなどによる雇用・生業確保の問題が挙げられ、結果として若者や働き手の流出、出生率の低下につながり、現状のまま推移した場合、人口減少はさらに加速していくと考えられる。

これまでの過疎地域対策では、水産業施設整備、農業基盤整備、観光基盤整備、地場資源を活用した地場産業整備等の産業の振興を図るための基盤整備、道路整備を始めとした交通基盤整備や下水道整備等の生活基盤整備を進め、一定の成果を上げてきたが、人口減少に歯止めはかかっておらず、引き続き、産業の振興、交通基盤及び生活基盤の整備を図るとともに、人口減少及び少子高齢化社会への多様な対策、取組が重要な課題となっている。

(3) 社会経済的発展の方向

3地域は、それぞれ海に面しており、漁業が盛んな地域である。漁業や林業等の第一次産業が基幹産業であるが、社会的な産業構造の変化に伴い、就業者が第三次産業へシフトするとともに、担い手不足等により、第一次産業の就業人口は年々減少している。

本州最北端に位置する本市は、地理的条件が厳しく、特に3地域では人口減少や少子高齢化のため、地域内を運行する交通事業者が減少しており、運転手不足や路線バスの廃止等といった、交通体系の維持が課題となっている。

『青森県基本計画「青森新時代」への架け橋』では、下北地域の取組方針として、「地域の特性を生かした農林水産業の体質強化」と「地域で連携して取り組む持続可能な観光の推進」を掲げている。

今後も農林水産業について、担い手の育成・確保を図りつつ、3地域の特性を生かした付加価値の創出に取り組むとともに、下北ジオパークを始めとした地域の魅力を活用した観光振興により交流人口及び関係人口の拡大を図るなど、持続可能な地域づくりを戦略的に推進していく。

(4) 地域資源を活用するジオパークの取組

ジオパークは、ユネスコの事業であり、地球の歴史が分かる貴重な地質遺産や地域資源を保全しつつ観光等に活用する、持続可能な地域を目指す取組である。日本では、国内認定された48地域がジオパークの取組を推進しており、下北地域は平成28年に日本ジオパークに認定された。

地域住民の生涯学習や学校教育を通してジオパークの取組や地域資源の良さを学び、郷土愛の醸成と将来の担い手づくりに貢献している。また、地域資源の価値の説明を含めたガイドツアーや認定商品制度を通して地域の価値（ブランド力）の向上を目指し、持続可能な地域づくりに貢献している。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

令和2年の本市の人口は54,103人で、3地域では過疎化の進行等により、昭和55年の23,957人から令和2年には10,529人と56.1%の減となっており、今後においても引き続き人口減少が懸念される状況にある。

年齢階層別の人口推移では、令和2年の若年者比率が10.9%と低下しているのに対し、高齢者比率が全国平均の28.4%を上回る33.7%と高くなっており、少子高齢化が顕著となっている。

なお、世帯数については核家族化の進行等により、人口の減少と相反して昭和55年の20,859世帯から令和2年には24,077世帯と増加傾向にある一方で、1世帯当たりの平均

人員については、昭和 55 年の 3.4 人が令和 2 年には 2.2 人まで減少している。

地域別人口の推移と動向

○川内地域

国勢調査による本地域の人口は、昭和 55 年 7,890 人、平成 2 年 6,881 人、平成 17 年 5,117 人、平成 27 年 3,906 人、令和 2 年 3,332 人となっており、昭和 55 年から令和 2 年までの 40 年間の減少率は 57.8%となっている。

若年者比率は、昭和 35 年の 23.2%をピークに減少傾向にある一方、高齢者比率は著しく増加し、令和 2 年で 48.0%となっている。また、世帯数はピークの平成 2 年で 2,182 世帯、令和 2 年で 1,469 世帯となっている。

○大畑地域

国勢調査による本地域の人口は、昭和 55 年 12,328 人、平成 2 年 10,084 人、平成 17 年 8,418 人、平成 27 年 6,845 人、令和 2 年 5,976 人となっており、昭和 55 年から令和 2 年までの 40 年間の減少率は 51.5%となっている。

若年者比率は、昭和 45 年の 24.8%をピークに減少傾向にある一方、高齢者比率は著しく増加し、令和 2 年で 45.0%となっている。また、世帯数はピークの昭和 55 年で 3,324 世帯、令和 2 年で 2,625 世帯となっている。

○脇野沢地域

国勢調査による本地域の人口は、昭和 55 年 3,739 人、平成 2 年 3,202 人、平成 17 年 2,280 人、平成 27 年 1,523 人、令和 2 年 1,221 人となっており、昭和 55 年から令和 2 年までの 40 年間の減少率は 67.3%となっている。

若年者比率は、昭和 40 年の 23.3%をピークに減少傾向にある一方、高齢者比率は著しく増加し、令和 2 年で 58.7%となっている。また、世帯数はピークの昭和 60 年で 977 世帯、令和 2 年で 608 世帯となっている。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

【おつ市全体】

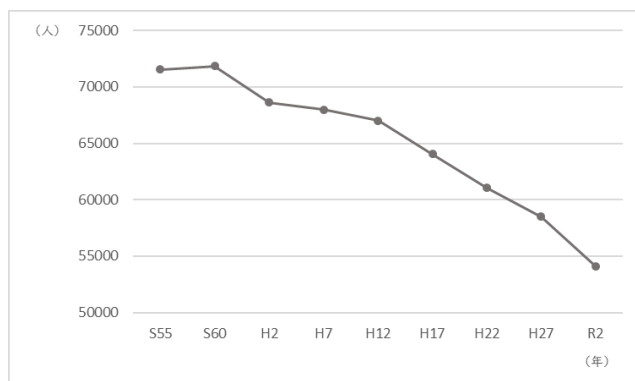
区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 71,567	人 68,637	% △4.1	人 64,052	% △10.5	人 58,493	% △18.3	人 54,103	% △24.4
0歳～14歳	18,549	14,531	△21.7	9,408	△49.3	7,007	△62.2	5,714	△69.2
15歳～64歳	46,712	45,096	△3.5	40,373	△13.6	33,885	△27.5	29,283	△37.3
うち									
15歳～29歳(a)	14,648	12,021	△17.9	8,957	△38.9	6,841	△53.3	5,902	△59.7
65歳以上(b)	6,306	8,988	42.5	14,271	126.3	17,326	174.8	18,249	189.4
(a)/総数	%	%		%		%		%	
若年者比率	20.5	17.5	-	14.0	-	11.7	-	10.9	-
(b)/総数	%	%		%		%		%	
高齢者比率	8.8	13.1	-	22.3	-	29.6	-	33.7	-

【3地域】

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 23,957	人 20,167	% △15.8	人 15,815	% △34.0	人 12,273	% △48.8	人 10,529	% △56.1
0歳～14歳	5,848	3,764	△35.6	1,814	△69.0	1,053	△82.0	728	△87.6
15歳～64歳	15,597	12,967	△16.9	9,085	△41.8	6,153	△60.6	4,775	△69.4
うち									
15歳～29歳(a)	4,586	3,027	△34.0	1,757	△61.7	939	△79.5	733	△84.0
65歳以上(b)	2,512	3,436	36.8	4,916	95.7	5,042	100.7	5,013	99.6
(a)/総数	%	%		%		%		%	
若年者比率	19.1	15.0	-	15.6	-	11.2	-	7.0	-
(b)/総数	%	%		%		%		%	
高齢者比率	10.5	17.0	-	31.1	-	41.1	-	47.6	-

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

【むつ市全体】



【3地域】

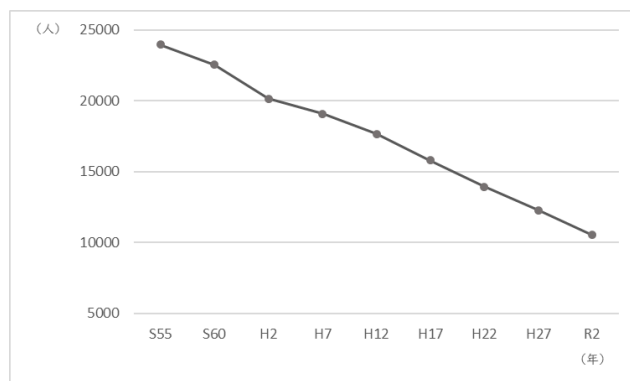


表1-2 人口の推移 (住民基本台帳)

【むつ市全体】

(単位：人、%)

区分	昭和55年		平成17年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	74,587	100.0	67,342	-	△9.7	60,966	-	△18.3
男	37,090	49.7	32,823	48.7	△11.5	29,554	48.5	△20.3
女	37,497	50.3	34,519	51.3	△7.9	31,412	51.5	△16.2

区分	令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	56,244	-	△24.6	50,959	-	△31.7
男	27,298	48.5	△26.4	24,859	48.8	△33.0
女	28,946	51.5	△22.8	26,100	51.2	△30.4

【3地域】

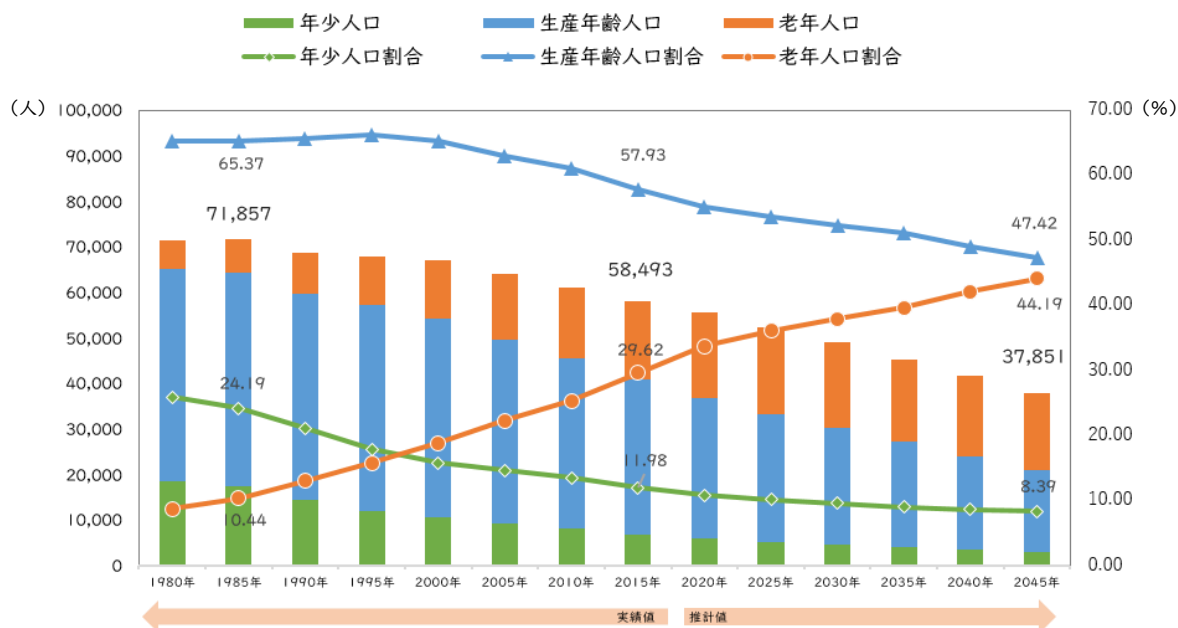
(単位：人、%)

区分	昭和55年		平成17年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	24,683	100.0	17,315	-	△29.9	13,522	-	△45.2
男	12,178	49.3	8,242	47.6	△32.3	6,333	46.8	△48.0
女	12,505	50.7	9,073	52.4	△27.4	7,189	53.2	△42.5

区分	令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	11,521	-	△53.3	9,660	-	△60.9
男	5,403	46.9	△55.6	4,529	46.9	△62.8
女	6,118	53.1	△51.1	5,131	53.1	△59.0

(2) 人口の見通し

総人口と年齢3区分別人口の推移等



【出典】

昭和55年（1980年）～平成27年（2015年）総務省「国勢調査」

令和2年（2020年）～令和27年（2045年）社人研「日本の地域別将来推計人口」

※年齢3区分別人口とは、15歳未満の「年少人口」、15歳以上65歳未満の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」で構成されている。

資料：むつ市人口ビジョン

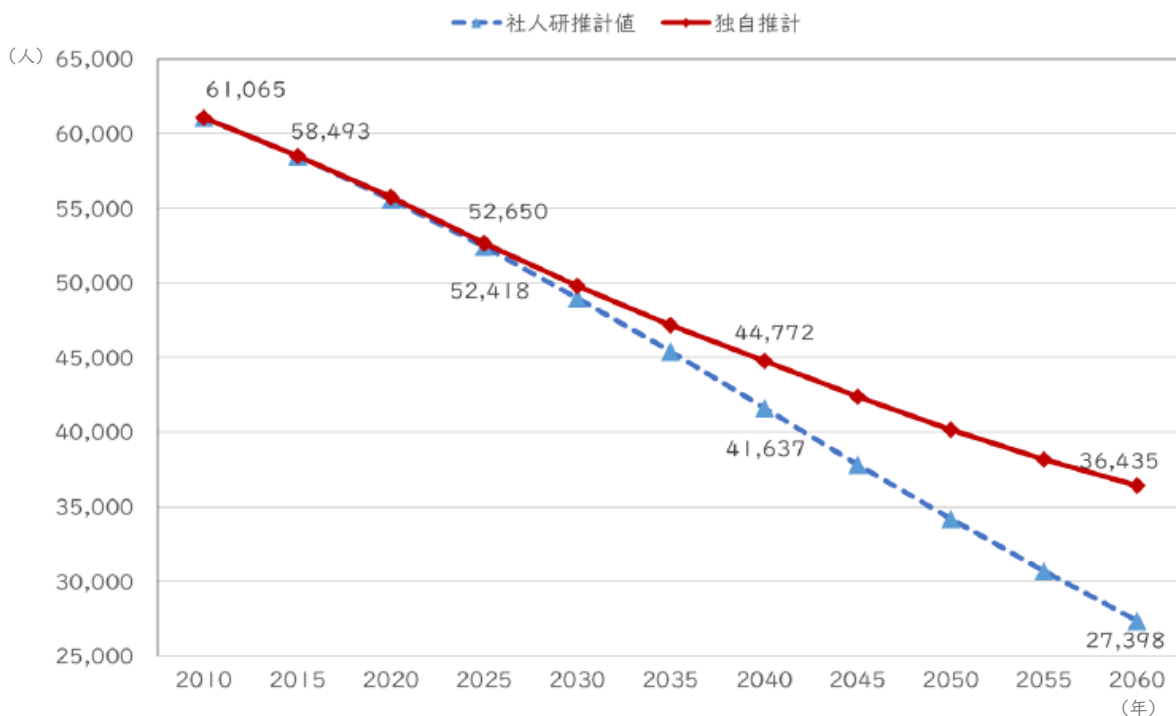
本市の人口は昭和60年（1985年）まで増加していたが、平成27年（2015年）10月時点の国勢調査では58,493人となっている。社人研による人口推計では、この傾向のまま推移すると令和27年（2045年）には37,851人になり、平成27年（2015年）と比較して2万人以上、率にすると35.3%減少すると予測されている。

その内訳の年齢3区分別人口割合をみると、総人口ピーク時の昭和60年（1985年）には10.44%だった老年人口は平成7年（1995年）から平成12年（2000年）の間に年少人口を上回り、平成27年（2015年）には29.62%まで上昇、年少人口は老年人口とは逆に24.19%から11.69%にまで低下、生産年齢人口は65.37%から57.93%まで低下した。人数で見ると老年人口の約1万人増加に対し、年少人口・生産年齢人口はそれぞれ1万人以上減少している。このまま30年が経過すると、令和27年（2045年）には年少人口が約4,000人減少し8.39%となり、老年人口は約1,000人増加し44.19%、急低下する生産年齢人口は約1.7万人減少し老年人口に近い47.42%と推計される。

このように年少人口・生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する中、本市の人口は昭和60年以降のバブル経済の訪れとともに人口が都市へ流出したことを契機に、国全体の増加傾向とは逆に減少していった。その後も転出超過による人口減少も顕著となり、このま

まの状況が続くと人口は急速に減少することから、引き続き、人口の流出や出生数の減少に歯止めをかける対策が必要となる。

本市総人口の将来展望



資料：むつ市人口ビジョン

本市の総人口について、社人研の将来推計に準拠すれば、2060年には27,398人にまで減少するとされているが、2060年以降においても、2000年に施行された市町村合併の特例等に関する法律に基づき、2010年までの間の市制要件として規定されていた「人口3万人以上」を維持することを目指す。

<仮定>

○2010年時点で1.67である合計特殊出生率が、2020年に1.71、2030年に1.89と緩やかに回復し、2040年以降は人口置換水準である2.07を維持すると仮定

○2017年時点で631人の社会減が、2040年に向けて緩やかにゼロになり、その後も維持されると仮定

(3) 産業の推移と動向

本市の産業就業人口比率の推移を見ると、昭和 55 年は第一次産業 14.9%、第二次産業 26.3%、第三次産業 58.8%に対し、令和 2 年は第一次産業が 5.0%、第二次産業が 19.3%に減少している一方で、第三次産業は 74.3%に増加しており、産業構造は第一次産業から第三次産業へと大きくシフトしている。

地域別の産業の推移と動向

○川内地域

国勢調査による本地域の第一次産業及び第二次産業の就業人口比率は、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、それぞれ 11.7 ポイント減の 19.6%、12.8 ポイント減の 22.5%となっている。これは、農林業者の高齢化や後継者不足により就業人口が減少したことや、漁業では価格の低迷等により漁業経営が悪化したことに加え、それに伴う加工産業等の衰退や全国的な第二次産業の縮小と同様に、減少傾向にあるものと考えられる。

第三次産業の就業人口比率については、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、21.0 ポイント増の 54.4%となっており、産業構造は第三次産業に移行している。

○大畑地域

国勢調査による本地域の第一次産業及び第二次産業の就業人口比率は、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、それぞれ 14.8 ポイント減の 8.0%、3.2 ポイント減の 31.6%となっている。これは、イカ漁の不振・低迷が長期にわたり漁業者が減少したことに加え、それに伴う加工産業等の衰退や全国的な第二次産業の縮小と同様に、減少傾向にあるものと考えられる。

第三次産業の就業人口比率については、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、17.1 ポイント増の 59.5%となっており、産業構造は第三次産業に移行している。

○脇野沢地域

国勢調査による本地域の第一次産業及び第二次産業の就業人口比率は、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、それぞれ 10.9 ポイント減の 25.2%、14.9 ポイント減の 18.9%となっている。これは、本地域の主力産業である漁業の低迷・不振と、農業者の高齢化及び後継者不足が大きく影響していることに加え、それに伴う加工産業等の衰退や全国的な第二次産業の縮小と同様に、減少傾向にあるものと考えられる。

第三次産業の就業人口比率については、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、25.2 ポイント増の 55.3%となっており、産業構造は第三次産業に移行している。

表1-3 産業別人口の動向（国勢調査）

【おつ市全体】

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 31,707	人 30,994	% △2.3	人 34,430	% 8.6	人 26,565	% △16.2	人 24,989	% △21.2
第一次産業 就業人口	4,722	3,532	△25.2	2,709	△42.6	1,386	△70.6	1,258	△73.4
第二次産業 就業人口	8,350	7,574	△9.3	7,913	△5.2	5,591	△33.0	4,835	△42.1
第三次産業 就業人口	18,627	19,879	6.7	23,529	26.3	19,002	2.0	18,568	△0.3

【3地域】

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 10,530	人 9,164	% △13.0	人 5,598	% △46.8	人 5,141	% △51.2	人 4,504	% △57.2
第一次産業 就業人口	2,927	2,117	△27.7	809	△72.4	687	△76.5	604	△79.4
第二次産業 就業人口	3,661	3,093	△15.5	1,620	△55.7	1,497	△59.1	1,234	△66.3
第三次産業 就業人口	3,939	3,951	0.3	3,164	△19.7	2,915	△26.0	2,627	△33.3

※総数に分類不能の数を含んでいるため、就業人口の合計数と総数は必ずしも一致しない。

3. 行財政の状況

(1) 行財政の状況

平成17年3月14日の市町村合併により県内最大の面積を有する新むつ市となって以降、3地域に分庁舎を設置し、本庁舎との相互連携のもと、行政サービス体制の維持向上に努めてきた。

本市を取り巻く財政環境は、歳入においては、使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始に伴う使用済燃料税の課税により、長期にわたる安定した自主財源の確保が見込まれるものの、歳出においては、人事院勧告による人件費の増加や、電気、燃料及び物価の高騰による影響に加え、むつ市防災食育センター建設事業を始め、一部事務組合が実施する新ごみ処理施設建設事業など、複数の大規模事業実施に伴う公債費の負担が増大する見込みであり、厳しい状況となっている。また、行政面積が広大で人口密集地間の距離が離れていることから、市内5箇所に消防署・消防分署が点在し、消防機能維持に多額の費用が生じているほか、除排雪に要する経費についても例年の課題となっている。

さらに、弘前大学医学部附属病院、青森県立中央病院等の青森県内中核病院から2時間以上を要することから、下北地域の医療を一部事務組合下北医療センターむつ総合病院で完結する必要があるため、救急医療体制、高額な医療機器等の整備や医師確保に要する費用など多額の繰出金が生じている。

こうした中で、行政改革推進等の財政健全化のための対策を実施し、平成22年度から令和2年度までの間に将来負担比率が234.8%から150.6%に改善するなどの効果が出ている。行政サービス体制の維持向上のためには、地域経済の活性化を図る施策の展開が必要不可欠である。各種施策の改善や行政改革を間断なく進め、財政の見通しを前提とした効率的かつ効果的な行政施策の展開が必要である。

表 2 - 1 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	38,018,462	34,221,703	44,096,097
一般財源	18,590,853	18,799,761	18,518,113
国庫支出金	6,093,410	6,209,257	13,916,427
都道府県支出金	3,966,354	3,539,772	2,773,649
地方債	5,538,203	2,588,475	3,396,526
うち過疎対策事業債	114,800	474,500	423,400
その他	3,829,642	3,084,438	5,491,382
歳出総額 B	37,416,956	33,744,732	43,715,231
義務的経費	14,032,971	14,574,546	14,930,652
投資的経費	6,207,874	3,644,134	3,520,020
うち普通建設事業	6,207,874	3,644,134	3,520,020
その他	17,176,111	15,526,052	25,264,559
過疎対策事業費	1,561,978	619,584	618,457
歳入歳出差引額 C (A - B)	601,506	476,971	380,866
翌年度へ繰越すべき財源 D	179,889	9,195	43,238
実質収支 C - D	421,617	467,776	337,628
財政力指数	0.386	0.381	0.380
公債費負担比率	15.8	16.5	14.0
実質公債費比率	19.3	16.9	15.4
起債制限比率	11.7	-	-
経常収支比率	95.4	96.6	96.1
将来負担比率	234.8	182.8	150.6
地方債現在高	37,113,293	35,694,336	37,252,008

(出典：地方財政状況調)

(2) 施設整備水準等の現況

○道路

本市の市道整備は、令和2年度末で改良率が75.1%、舗装率は72.1%となっている。

3地域の道路は、住民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であり、これまで過疎対策の主要事業として位置づけ、計画的に整備を図ってきた。

しかし、3地域では集落が点在しているため集落間の距離が長く、コスト面から整備が遅れ、令和2年度末の道路改良率は57.4%、舗装率は51.0%にとどまっている。

○水道・下水道

本市の水道普及率は96.3%、水洗化率は69.4%となっている。

3地域においては水道の普及率が99%台に達しており、安定した水道水の供給は確保しているものの、耐用年数を経過した管路の更新や老朽化した水道施設の改修・耐震化が喫緊の課題となっている。また、3地域の下水道はいずれも供用を開始しており、3地域における令和2年度末の下水道普及率は60.0%となっている。

なお、脇野沢地域の九艘泊地区と寄浪・蛸田地区には漁業集落排水施設をそれぞれ設置している。

○病院・診療所

本市には、下北地域の中核となるむつ総合病院のほか、3地域にそれぞれ診療所が整備されている。高齢化の進行に伴い、安心して暮らせる居住環境を形成するためには医療体制の充実が不可欠となっているが、慢性的な医師不足や施設の老朽化、脆弱な経営環境等により、十分な医療の提供ができない状況となっている。

○小・中学校

本市では、少子化と過疎化の急速な進行に伴う児童生徒数の減少から、これまで学校の統廃合を進めており、令和8年4月1日時点で、小学校10校、中学校9校があり、3地域ではそれぞれ小学校、中学校各1校の設置となっている。また、小中一貫教育推進のため、計画的な環境整備を行っており、川内地域及び脇野沢地域には併設型小中一貫校を整備している。

表2-2 主要公共施設等の整備状況

【むつ市全体】

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	23.7	38.4	49.6	73.7	75.1
舗 装 率 (%)	36.8	51.1	61.1	69.8	72.1
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	166,289.5
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	31.1	33.4	36.7	28.2	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	97,287
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	1.3	1.5	1.7	1.6	—
水 道 普 及 率 (%)	90.5	89.9	93.3	97.0	96.3
水 洗 化 率 (%)	—	49.0	70.8	64.2	69.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8.6	8.8	8.9	9.9	10.8

【3地域】

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	25.7	41.3	47.9	56.2	57.4
舗 装 率 (%)	28.5	34.3	42.0	49.4	51.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	86,233.5
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	37.7	43.2	55.2	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	57,657
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	0.9	1.0	1.0	—	—
水 道 普 及 率 (%)	98.9	99.8	99.4	99.3	99.1
水 洗 化 率 (%)	—	30.1	70.8	—	70.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	6.7	7.1	8.9	1.9	2.8

(注) 1 取得不能な数値については「-」とする。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

3 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

4 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

5 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、A から C までについては公共施設状況調査の記載要領に、D については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D) / E$$

A：むつ市の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：むつ市の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：下水道事業計画区域内の合併処理浄化槽処理人口

D：下水道事業計画区域内の単独処理浄化槽処理人口（※）

E：下水道事業計画区域内の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

4. 地域の持続的発展の基本方針

「むつ市過疎地域自立促進計画」及び「むつ市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、3地域のインフラ整備や産業振興を図る事業など、様々な対策を行った結果、公共施設等の整備が進み地域住民の生活環境が改善したほか、農林水産物のブランド化が進むなどの成果が表れた。しかし、3地域の人口減少及び少子高齢化は年々進行しており、これまでの計画によって整備した施設等の維持や、農林水産業の担い手不足が課題となっている。近年は、若い世代を中心に都市部から過疎地域の農山漁村へ移住しようとする田園回帰の潮流が高まるとともに、情報通信等における革新的な技術の創出、リモートワークなど情報通信技術を利用した働き方への取組など、過疎地域の課題の克服に資する新たな動きが生まれているところであり、こうした動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが求められている。

その中、本市においては、「青森県過疎地域持続的発展方針」を踏まえて、将来像の実現に向けて、基本方針に基づき各種施策に取り組むことにより、3地域が人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、一人でも多くの方が、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある地域となることを目指していく。

○将来像（基本理念）

「笑顔かがやく 希望のまち むつ」

人口減少や少子高齢化の進行、市民のライフスタイルや価値観の多様化等により、地域課題は複雑化してきている。

そのような中で、豊かな自然環境や各地域に伝承されている伝統文化等の特色ある地域資源に恵まれた本市は、下北地域の中心市としての役割を担い、将来にわたって人と自然がともに輝く持続可能なまちづくりが求められている。

そのため、本市は、こどもから高齢者まで、全ての市民が笑顔で輝き、未来に向かって輝く夢や希望が持てるようなまちの実現を目指し、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像に掲げ、まちとしての持続性を確保するとともに、地域医療、住民に身近な生活交通、集落の維持及び活性化等の住民の安全・安心な暮らしについて、その確保を図るために過疎地域持続的発展事業に取り組んでいくものとする。

○基本方針（まちづくりの方針）

本市の将来像である「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現のために、「活力あるむつ市の創生」、「教育・子育て環境の向上」、「高齢者福祉・医療・暮らしの充実」、「デジタル化の推進」、「危機管理・防災力の向上」を方針として、それぞれの分野において目標を定め、地域資源を生かしながら、行政だけではなく市民や事業者等と役割を分担し、市民協働のまちづくりを目指すものとする。

・活力あるむつ市の創生

下北ジオパークや特産品等の地域資源を生かした経済の持続的成長とともに、積極的なシティプロモーションや雇用の安定と確保に努めることで、人口減少に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを推進する。

併せて、まちを元気にする市民協働の取組や市民の主体的な活動等を推進する。

・教育・子育て環境の向上

未来を担うこどもたちの夢や志の実現に向け、困難な状況においても主体的に、協働して乗り越えられるよう、子育て環境や教育環境の整備を推進し、地域、学校、家庭が一体となって支援する。また、市民の学習ニーズに応えられるよう、高等教育機関とも連携しながら学習機会を提供し、地域人材の育成を推進する。

・高齢者福祉・医療・暮らしの充実

福祉・医療機関や健康づくり環境が充実し、自然環境の保全や都市環境が整備され、誰もが心身ともに健やかで快適に暮らすことができるまちづくりを推進する。また、時代に即した真に必要な事務事業を見極めながら、効果的かつ効率的な行財政運営と強固な財政基盤の確立を推進する。

・デジタル化の推進

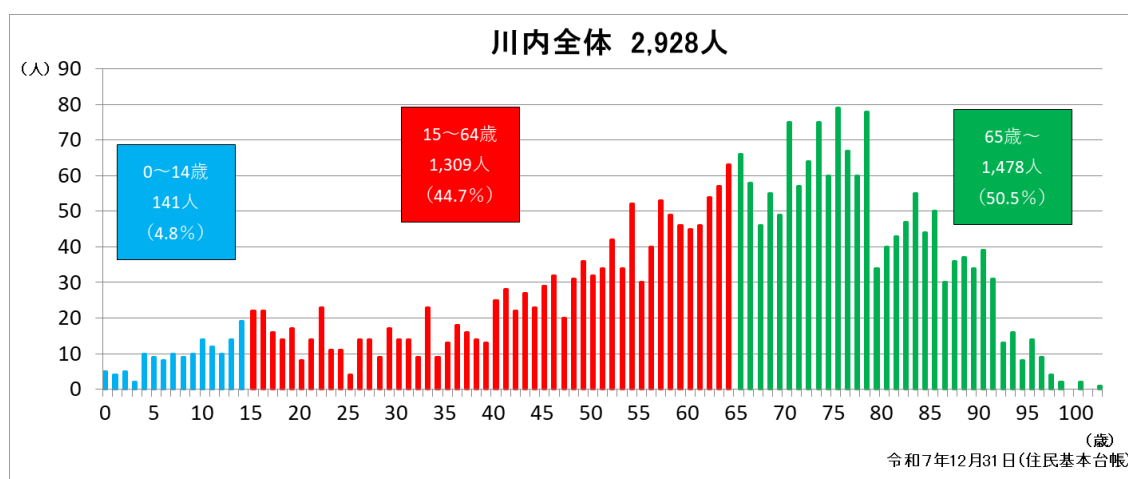
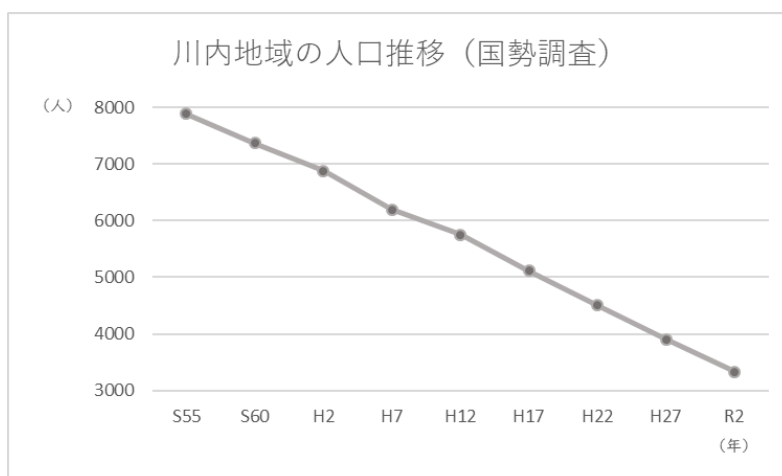
行政を始め、地域全体でDXを実践しながら、消費者ニーズを捉えた地域産業の生産性の向上や産業環境の整備を目指すとともに、デジタル技術やデータ、AI等の活用により、業務の効率化を図ることで、さらなる行政サービスの向上へつなげる。

・危機管理・防災力の向上

誰もが安全で安心して暮らせる毎日を実現するため、防災や消防に係る施設や設備等の整備を計画的に進めるとともに、市民一人ひとりの安全・安心に対する意識の醸成を図り、地域全体で守る仕組みや体制づくりを推進する。

5. 地域の現状と今後の展望

(1) 川内地域



ア. 地域の現状

本地域は、人口減少及び少子高齢化が顕著であり、ピーク時の人口（昭和36年（1961年）：住民基本台帳）は10,996人、合併直後の人口（平成17年（2005年）3月末：住民基本台帳）は5,551人であったものが、現在の人口（令和7年（2025年）12月末：住民基本台帳）は2,928人まで減少している。また、65歳以上の人口は地域全体の人口の過半数を超えており、現在の高齢化率は50.5%となっている。

人口減少及び少子高齢化が早いペースで進んでおり、町内会や地区会では会員の減少、役員の高齢化等により地域活動や地域文化の継承等にも影響が及んできている。さらには、基幹産業である漁業や商店街の後継者不足等により、地域産業の衰退と地域経済の縮小が深刻な課題となっている。

イ. 今後の展望

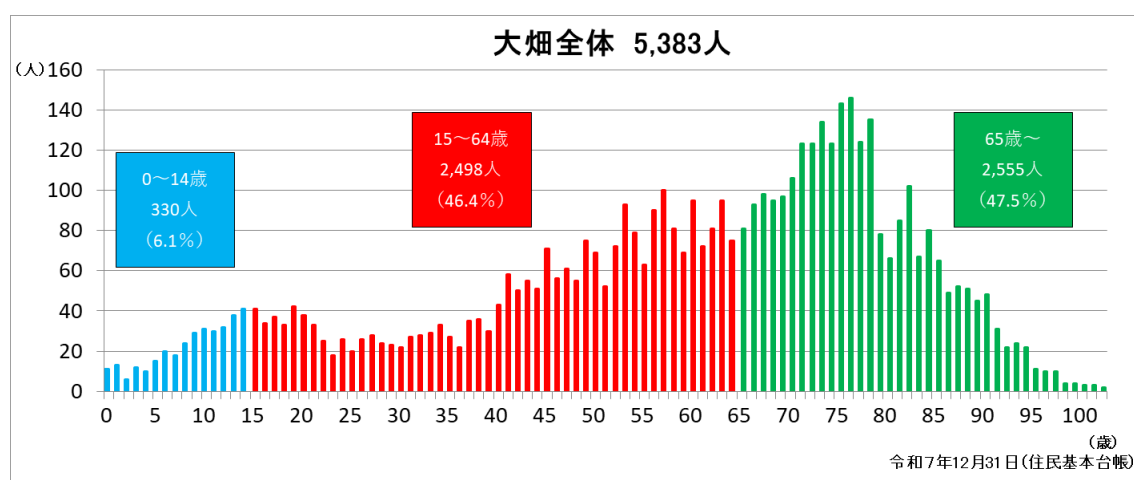
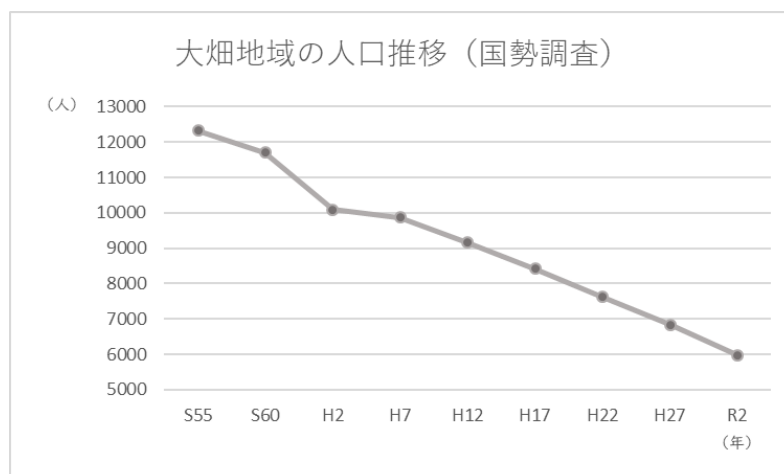
地域コミュニティの衰退、地域経済規模の縮小に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりを進めるには、人口減少及び少子高齢化を抑制していかなければならない。

そのためには、高校卒業後、進学先又は就業先を求めて地元を離れざるを得ない子どもが多くいる中で、産官学金連携による人材育成・企業力向上等に取り組むことで、地域の次代を担う「人づくり」と魅力ある「仕事づくり」に努める必要がある。

本地域の基幹産業である漁業については、現行のホタテ養殖及びナマコ採捕を中心に安定した流通の確保、販路拡大、資源確保及び付加価値の研究を行い、所得の向上につなげることで後継者の育成を図っていく必要がある。

さらには、地域経済の縮小を抑えるために、湯野川温泉郷、川内川渓谷、ダム湖等の地域の豊かな自然や、ぶどう栽培から醸造までを地域で一貫生産している下北ワイン等の地域特産品を活用し、観光ルートの充実やワーケーション事業の可能性等の関係人口及び交流人口の拡大を模索しているが、老朽化する温泉施設を含めた観光施設のあり方を見直す必要があり、「むつ市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら地域住民及び来訪者が快適に使用できるような施設の整備を検討していかなければならない。また、地域おこし協力隊として地域外の人材を積極的に受け入れ、地域の魅力を多角的に捉えて生かしたまちづくりを実施するほか、過疎化の進行、さらなる悪循環の加速を防ぐため、町内会、地区会、商工会、漁業協同組合、地元企業等の関係機関との連携をより緊密に、持続可能な地域づくりに取り組む。

(2) 大畑地域



ア. 地域の現状

本地域は、人口減少及び少子高齢化が顕著であり、ピーク時の人口（昭和 37 年（1962 年）：住民基本台帳）は 13,719 人、合併直後の人口（平成 17 年（2005 年）3 月末：住民基本台帳）は 9,281 人であったが、現在の人口（令和 7 年（2025 年）12 月末：住民基本台帳）は 5,383 人まで減少している。また、65 歳以上の人口は年々増加し、現在の高齢化率は 47.5% となっており、近い将来 50% を超えるものと予想される。

地域経済は、基幹産業である漁業が、近年のスルメイカの不漁や資源の減少等により、水揚げ数量、金額ともに大きく下落しており、廃業等により漁協組合員数も減少の一途をたどっている。

観光面においては、下北半島有数の観光地である薬研温泉郷のホテル・旅館の閉館・廃業により、宿泊者数が減少し、地域経済への影響が大きな課題となっている。

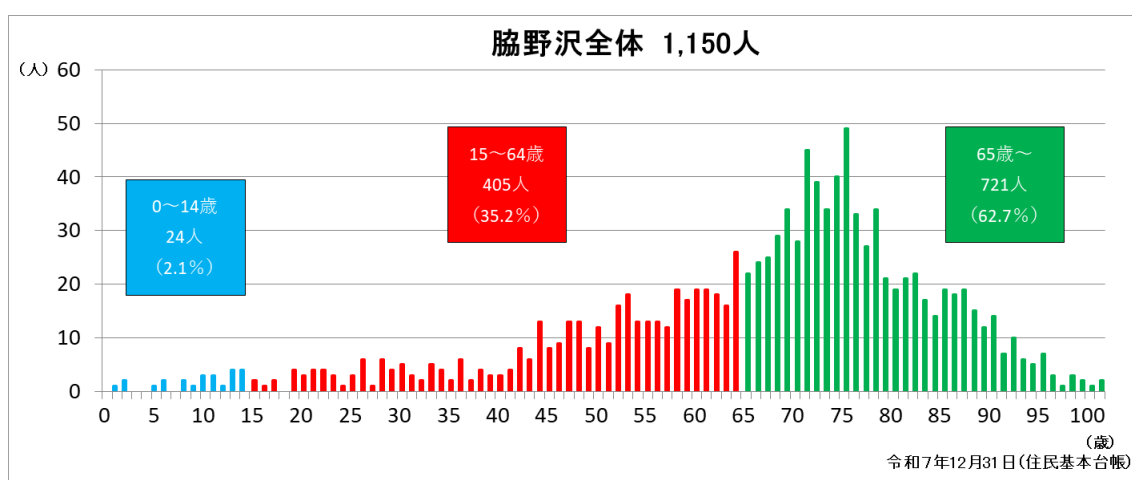
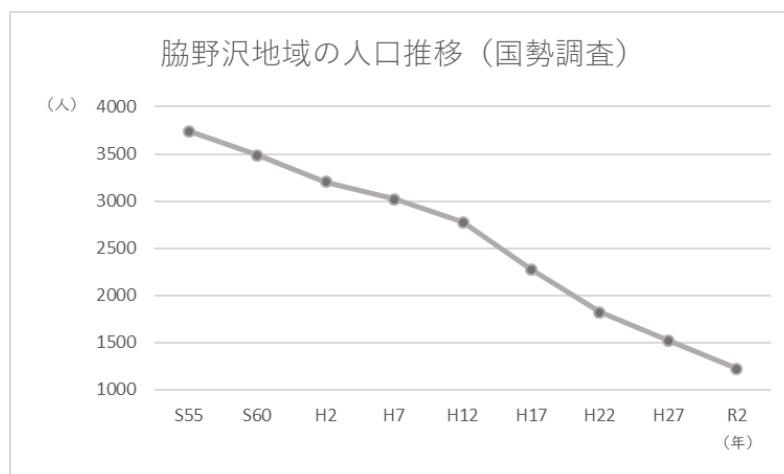
イ. 今後の展望

地域活動及び地域経済を今後も持続可能とするために、本地域の「人づくり」、「仕事づくり」に努めることで、人口減少をある程度抑制するとともに、関係人口及び交流人口の拡大を図っていかねばならない。また、小学校に併設した大畑庁舎は、市民に寄り添う相談窓口のほか、地域コミュニティ形成の場や防災機能等の様々な役割を担う地域の拠点であることから、地域活動を支える町内会、民生委員、祭事関係等の各種団体と積極的に関わり、活動を維持・推進していく必要がある。

基幹産業である漁業に関しては、大畑町漁業協同組合と連携し、地方卸売市場大畑町魚市場の「優良衛生品質管理市場・漁港」の認定を目指し、市場の利用の促進を図るとともに、若手漁業者を中心とした地元有志による漁業体験や広報活動を側面からサポートしていく。また、地域の主力ブランド品である「海峡サーモン」に関しては、ブランド力の強化を図り、イベントや商品開発による販売促進、販路拡大を図る。

観光に関しては、全国へ誇る風光明媚な薬研温泉郷への誘客促進のため、大畑町観光協会や薬研温泉開湯400年祭実行委員会等の関係機関と連携しながら、地域の食、文化、歴史等の地域の魅力を発信し、交流人口の拡大、地域経済に寄与する仕組みづくりに取り組んでいく。さらに、「自然、食、癒し」を求める若い世代をターゲットとしたUIJターン施策について検討し、人口減少に歯止めをかける一つの方法として推進する。

(3) 脇野沢地域



ア. 地域の現状

本地域は、3地域の中で最も人口減少及び少子高齢化の進行が著しく、ピーク時の人口（昭和37年（1962年）：住民基本台帳）は5,158人であったが、合併直後の人口（平成17年（2005年）3月末：住民基本台帳）は2,631人と、およそ半数に減少し、さらに現在の人口（令和7年（2025年）12月末：住民基本台帳）は1,150人と、約60年で4分の1以下にまで減少している。また、65歳以上の人口は地域全体の人口の過半数を超えており、現在の高齢化率は62.7%となっている。

桜のライトアップ、花火の打上げなど新たな企画に取り組み、定期的にイベントを開催しているものの、これまで地域を支え活性化に取り組んできた住民の高齢化が進み、未来を担う世代の人口が少ないため、伝統の継承、産業の存続、地域の維持等が困難となるおそれが生じている。

イ. 今後の展望

本地域の地域資源を生かし、特色に合った地域づくり、基幹産業での担い手の育成・確保、新たな雇用創出の観点から6次産業化等の産業の創出や育成、さらに交流人口の拡大等の推進が必要である。

その点で、本地域は地理的に本市において最も僻遠の地にあるものの、自然の特色は目を見張るものがある。下北ジオパークでも注目されている鯛島、西海岸の奇岩、山地の古木、巨木、霊長類として世界最北限に生息するニホンザル、国指定特別天然記念物のニホンカモシカ、海においては生態的に解明されていないことが多いカマイルカ、真冬に回遊する真鱈を始めとする水産資源、海や山でのアウトドア・アクティビティの可能性など、コンパクトな地域ながら国内外に訴求すべき魅力にあふれている。

本地域では、市町村合併以前の村時代から地域の魅力を前面に押し出し、昭和60年度には、当時の国土庁から「リフレッシュふるさと推進モデル事業」の指定を受けるなど、活性化を図ってきたところであるが、現状においては、地域の担い手不足が大きな阻害要因となっている。

これらを踏まえ、担い手の育成や産業の創出を目指すため、外部人材（U I J ターン）である「地域おこし協力隊」の導入、また、暮らしの課題に対応するため地元人材による「地域おこし団体」と連携を図るなど、積極的な取組が必要である。

さらには、整備が計画されている新たな施設を拠点として、地域のにぎわいを生み出すため、供用開始までにPR活動や知名度の向上を図り、地域住民の利用促進及び交流人口の増加を目指す。

6. 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、3地域による持続可能なまちづくりを推進することで、計画期間の5年間を通じて人口減少率の上昇を防止することを目指す。

基本目標	基準値（R7年3月末）	目標値（R13年3月末）
3地域の人口 （住民基本台帳）	9,660人	8,611人

【参考】各地域の目標

	基準値（R7年3月末）	目標値（R13年3月末）
川内地区（減少率 年2.4%）	3,004人	2,676人
大畑地区（減少率 年1.7%）	5,474人	5,011人
脇野沢地区（減少率 年4.9%）	1,182人	924人

7. 計画の達成状況の評価に関する事項

「むつ市総合経営計画」との整合性を図るため、達成状況等の進捗管理を一体的に行い、地域住民と外部有識者で構成される審議会によって毎年度評価を実施し、結果を市ホームページで公表する。

8. 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

9. 公共施設等総合管理計画との整合

「むつ市公共施設等総合管理計画」には、以下のように記載されている。

（1）推進体制

公共施設マネジメントの取組を分野横断的に推進するため「むつ市公共施設等活用検討会議」を組織し、取組の検証・改善や計画の見直し、新規整備の検証、施設再編の検討等の調整を行うとともに、必要に応じて庁議や政策調整会議に諮るなど全体計画の進捗管理を行う。また、施設経営課は、事務局として公共施設マネジメントの進行管理や必要な施設

情報の収集、所管課との連絡調整等を行う。所管課は、施設の保全や長寿命化等を担うこととなるが、施設の複合化等により一棟の建物に複数の部署が関与する場合は、必要に応じてチームを編成し検討を行っていくことで効率的な事務事業の推進を図る。

(2) 施設情報の一元管理と共有化

全庁的に公共施設マネジメントを推進していく上では、公共施設に係る整備状況や維持管理費用等の施設情報を一元管理することが非常に重要となる。そのため、物理的属性や資産の評価情報等も包括した地方公会計における固定資産台帳及び施設カルテ（建物の概要や改修等の履歴、管理に係る経費のほか、利用状況等の情報をまとめたもの）を整備し、情報共有に努めるとともにその施設情報を本計画の見直しや実施計画の策定・見直しに活用する。

(3) 3つの最適化

公共施設等を最適に管理運営し、次世代に負担を残さない公共サービスを実現するため、公共施設マネジメントに取り組み、その柱として3つの最適化の目標を掲げ推進する。

① 「量」の最適化

これまでは社会情勢の変化や多様な行政需要に対応して公共施設等を建設してきた。しかしながら、今後、少子化の進展等による人口減少に伴い、公共施設等の総量は、これまでと比較するとさらに過剰な状況となり、全てを同様に維持することは困難になると予想される。このことから、施設の数や床面積等を増やさないことを基本に、一定の役割を終えた施設の廃止、施設機能の集約や複合化を行うことで発生そのものを抑制し、市の人口や財政の規模に合わせた「量」の最適化を推進する。

② 「省」の最適化

本市は、極めて厳しい財政状況にあり、今後、一層厳しくなると見込まれていることから、公共施設等の維持更新に対する財源が益々不足することが予想される。このため、現在の公共施設等の管理運営面において、改善の視点から無駄な費用が発生していないか、安全かつ安心な施設環境が確保されているか、また、施設の有効な利活用が進んでいるかなど、再点検や見直しを図る「省（セイ）」の最適化を推進する。

③ 「質」の最適化

施設の老朽化や機能の陳腐化が否めない状況である。今後、施設の大規模改修や更新時期の集中を回避する必要があることから、施設の品質を適正に保ち、長期的に健全な状態を維持する必要がある。また、公共施設等を適切に機能させるためには、災害対策の強化や環境への配慮、誰もが使いやすい施設機能の充実など、新たな時代の要請に応えることも重要になる。そのためにも、現状の一般財源の投資額を超えずに、それらに

即応するための手法としてPPP（行政と民間がパートナーを組んで事業を行うこと）など、新しい公共サービスのあり方を検討し、豊かな市民生活を創造するための「質」の最適化を推進する。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、以上に記載されたむつ市公共施設等総合管理計画の基本方針に適合している。

第2 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

ア. 現況と問題点

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

本市の人口減少は依然として進んでおり、特に進学や就職を契機とした若者の流出による社会減が顕著となっている。人口減少が進むと、産業の衰退・雇用機会の喪失により地域経済規模が縮小し、人口減少が加速するといった悪循環になり、生活機能の維持が困難となることが懸念される。

このような中、感染症の拡大により、新しい働き方が普及し、移住に関する相談件数が増加していることから、こうした地方回帰の状況を契機と捉え、移住・定住・地域間交流の促進に取り組む必要がある。

さらに、下北地域の5市町村で形成する下北圏域定住自立圏による広域連携を推進し、それぞれの市町村で相互に補完しながら、移住・定住に必要な生活機能を圏域全体で確保する必要がある。

(2) 人材育成

人口の推移をみても、3地域は若年層の減少が顕著である。進学や就職を契機とした人口流出が続き、3地域では高齢者比率が4割を超えている一方で、若年者比率は1割を下回っており、少子高齢化が急速に進み深刻な状況となっている。

このため、将来の地域を担う若者への郷土愛の醸成を図りながら、地元就職の促進や県内外の高等教育機関を始めとした関係機関等との連携により、魅力ある地域づくりを進め、人材が還流する取組を推進する必要がある。

イ. その対策

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

県及び近隣町村と連携し、移住・定住対策を推進するほか、「下北ジオパーク」等の地域資源を活用した関係人口及び交流人口の拡大を図る。

(2) 人材育成

地域おこし協力隊制度を活用し、地域協力活動を実施しながら定住定着を図り、地域資源を活用した地域の活性化を図る人材を育成するとともに、その活動を通じて地域の魅力を発信することで、関係人口の創出・拡大を図る。また、集落支援員を設置することにより、住民と行政の協働の下、地域の実情や時代に対応した集落の維持及び活性化対策を推進し、活力ある持続可能な地域づくりを牽引する人材の育成に取り組む。

ウ. 事業計画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(3)人材育成	むつ市地域おこし協力隊事業	市	ソフト 川内 大畑 脇野沢
		集落支援員設置事業	市	ソフト 川内

2. 産業の振興

ア. 現況と問題点

(1) 水産業

3地域の水産業は、北に津軽海峡、南に陸奥湾、西に平館海峡を臨み、津軽海峡に面した地域は海峡沿岸や沖合資源を活用したイカ漁、サケ・マス漁、ヒラメ漁、陸奥湾に面した地域は、ホタテガイを中心とした養殖漁業やナマコ漁業、平館海峡に面した地域は、トラ漁、イワシ漁等を中心として発展してきた。

しかし、いずれの地域も漁業経営体は小規模で、漁業従事者の高齢化、後継者不足等の経営基盤の弱体化が進行している。また、長引く不況による魚価の低迷、漁場環境の変化による漁獲数量の減少など、漁業を取り巻く環境は悪化している。

このような状況の中、豊かで安定的な漁業経営を実現していくためには、増養殖場の造成を始め、つくり育てる漁業、資源管理型漁業を推進するとともに、新たな魚種の増養殖手法の開発とこれまで行ってきた増養殖事業の充実や流通販売の強化、加工の推進、また、漁港等の整備や利活用等による漁業就労環境や周辺生活環境の整備を進める必要がある。

(2) 農林業

3地域の農業は、農業従事者の高齢化、担い手不足、所得の減少等から荒廃農地が拡大するとともに、農業インフラの老朽化が進んでいる。

農家の大部分は1ha未満の自給的な小規模経営であるが、地域の気候や土地条件を生かし、所得向上のため、施設野菜や畜産と野菜の複合化等の新たな戦略により、経営改善を図る必要がある。

畜産については、養鶏や肉用牛（黒毛和牛）の繁殖経営が主体であるが、高齢化や後継者不足のほか、昨今の飼料等の高騰により安定した経営が困難な状況にある。

林業については、木質バイオマス用の木材は需要が増加傾向で素材価格は高止まりしている

ものの、新設着工戸数の減少等により建築用の木材は需要が減少し、価格は低迷していることから、森林所有者の林業経営意欲低下や後継者が不足し、伐採後の再造林が行われない森林が増加している。このような状況の中、国土の保全・水源のかん養・林産物の供給等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮できるよう、再造林、間伐等の森林整備、木材利用を進め、森林資源を循環することにより生物多様性を高め、森づくりを進める必要がある。

年度別漁獲高調

【おつ市全体】

(単位：kg、千円)

区 分	平成 26 年		令和元年		令和 6 年	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
魚類	1,485,442	732,080	1,944,706	744,918	1,973,198	849,117
いわし(ま・かたくち)	19,069	3,868	7,768	414	49,063	2,038
さけ・ます	363,538	193,134	176,981	133,471	49,933	54,549
たら	162,583	75,368	1,077,104	229,783	1,014,731	198,915
ひらめ	165,616	158,936	125,108	137,511	160,411	166,939
その他	774,636	300,774	557,745	243,739	699,060	426,676
貝類	6,199,205	1,073,607	5,925,770	1,022,029	2,977,764	749,296
ほたて	6,182,591	1,019,788	5,898,214	973,947	2,954,905	721,451
その他	16,614	53,819	27,556	48,082	22,859	27,845
その他水産動物	3,367,428	1,978,826	847,010	963,561	570,307	1,046,621
するめいか	2,623,930	756,492	299,550	216,674	25,535	29,434
なまこ	437,501	953,454	183,521	459,407	205,816	571,893
その他	305,997	268,880	363,939	287,480	338,956	445,294
藻類	20,115	5,834	46,970	27,870	10,359	8,212
こんぶ	17,605	3,784	44,972	27,232	9,627	7,688
その他	2,510	2,050	1,998	638	732	524
合 計	11,072,190	3,790,347	8,764,456	2,758,378	5,531,628	2,653,246

【3地域】

(単位：kg、千円)

区 分	平成 26 年		令和元年		令和 6 年	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
魚類	992,556	548,677	1,746,548	626,223	1,608,112	669,930
いわし(ま・かたくち)	13,857	3,011	7,338	358	46,106	1,932
さけ・ます	289,654	159,103	160,883	122,612	45,724	50,552
たら	150,296	70,880	1,054,953	225,957	919,836	180,855
ひらめ	97,437	93,008	79,145	85,633	103,864	106,310
その他	441,312	222,675	444,229	191,663	492,582	330,281
貝類	3,223,456	636,300	3,666,423	709,797	1,749,817	451,658
ほたて	3,212,549	601,190	3,651,938	683,484	1,737,382	434,916
その他	10,907	35,110	14,485	26,313	12,435	16,742
その他水産動物	2,729,396	1,527,256	704,427	797,581	405,327	732,505
するめいか	2,229,089	679,841	298,529	216,104	25,241	29,132
なまこ	293,007	669,348	148,604	373,138	129,751	374,407
その他	207,300	178,067	257,294	208,339	250,335	328,966
藻類	10,444	2,463	7,638	11,889	1,955	4,215
こんぶ	9,925	2,064	6,227	11,642	1,820	3,950
その他	519	399	1,411	247	135	265
合 計	6,955,852	2,714,696	6,125,036	2,145,490	3,765,211	1,858,308

資料：青森県海面漁業に関する調査結果書(属地調査年報)

(3) 商工業

3地域の商業は、経営規模の小さい個人経営が主で、食料品を扱う小売業が主体であるが、車社会の進展等により消費者は近郊の大型店や量販店へ流出するとともに、24時間営業のコンビニエンスストアの進出や通信販売など、商業システムも大きく変化していることから、既存商店を取り巻く環境は厳しいものとなっている。このような中、消費者の多様なニーズにきめ細かに対応することや、経営コスト削減等の経営努力、観光開発との相乗効果に留意した魅力ある特産品の開発、販売等に努める必要がある。

工業は、木材や水産物等の地場特産品の生産、加工が主なものであるが、前述のような漁猟環境の悪化により出荷額は減少している。人口減少による地域経済の衰退を打開するため、地域の一次産品を活用した地域ブランドの創出や海外の需要を意識した販路開拓に努める必要がある。また、工業の振興は雇用の場の確保に欠かせないものであり、地場特産品を活用した一次加工、二次加工から販売、さらにマーケティング、流通販売網の整備、宣伝活動の強化を一貫して行うなど、全体をマネジメントする体制づくりの積極的導入による地場産業の育成と開発を図る必要があり、また、優良企業の誘致促進も引き続き必要である。

(4) 観光

3地域には下北半島国定公園があり、海岸部は津軽海峡や陸奥湾、平館海峡に面し、山間部は恐山山地の豊かな森林と溪流を持つ風光明媚な自然に恵まれた地域であることから、豊富な海産物や温泉資源、食文化、歴史文化を活用した観光振興を図るとともに、観光関連施設の維持に努めてきた。

しかし、施設の老朽化や破損等により、観光客等の安全を確保することが難しくなっている。コロナ禍の影響で冷え込んでいた観光需要は復調しており、今後は、高付加価値旅行者の誘致促進のため、増加傾向にある外国人宿泊者を念頭に入れた観光コンテンツの造成を検討していくことが必要となっている。また、令和3年3月に景観行政団体となった本市では、「むつ市景観条例」に基づき、市特有の景観を楽しめる眺望点の整備を進め、景観の活用を推進することにより、観光地としての魅力向上を図る必要がある。

観光入込客数の推移

【おつ市全体】

(単位：人)

区分 年分	観光地点入込客数	主要行祭事・ イベント入込客数	宿泊客	外国人宿泊客
令和2	510,930	10,586	157,533	875
令和3	534,967	12,592	186,168	606
令和4	792,333	140,976	227,895	444
令和5	866,587	137,194	239,956	1,549
令和6	757,344	142,556	217,360	2,533

【3地域】

(単位：人)

区分 年分	観光地点入込客数	主要行祭事・ イベント入込客数	宿泊客	外国人宿泊客
令和2	126,849	0	1,957	0
令和3	120,252	0	2,796	0
令和4	156,502	6,100	3,255	0
令和5	170,810	7,000	3,696	0
令和6	178,658	8,500	3,342	22

資料：国の「観光入込客統計に関する共通基準」に係る観光地点等名簿の整理及び主要観光施設の月別入込状況調査による県への報告データより作成

(5) ジオパーク

ジオパークは、ジオ（地球・大地）とパーク（公園）を組み合わせた言葉で、ジオ（大地）、エコ（自然）、ヒト（生活・文化）のつながりを学び、楽しむことができる場所のことである。川内地域の川内川溪谷や野平高原、大畑地域の薬研やちぢり浜、そして脇野沢地域の鯛島や焼山崎など、3地域は特色ある地形・地質によって生態系と人々の営みが支えられている地域であり、これらの地域資源の価値や、地域資源を保護・保全しながら教育・研究及び経済に生かそうとする住民活動が高く評価され、平成28年度には3地域を含む下北全域を範囲とした下北ジオパークが、日本ジオパークに加盟認定（令和2年度、令和6年度再認定）されている。この貴重なジオパークを活用した学習旅行や周遊型観光を始め、恵まれた観光資源を存分に生かして経済効果の大きい滞在型観光客を伸ばすことが課題となっている。

イ. その対策

(1) 水産業

漁港施設の機能強化等の整備を行うとともに、漁港施設及び漁業関連施設の保全工事を実施し、施設の長寿命化を図る。また、生産者の所得向上や担い手不足の解消につなげるため、一次加工、二次加工による特産品の開発促進及び販路開拓や6次産業化、地域資源の価値や魅力を活用する事業への支援を強化していく。

(2) 農林業

有機農業や化学肥料・農薬の使用を低減した栽培等の消費者ニーズに即した産地への転換を推進する。また、農道橋や林道橋を定期的に点検・改修し、長寿命化を図る。

市有林においては、伐期を迎えた森林の伐採と再造林を行い、森林の循環を図る。

また、作物を守るため、罨の購入や猟友会への有害駆除委託等の鳥獣被害対策を推進する。

(3) 商工業

市全体で後継者の育成・支援に取り組むとともに、消費者ニーズに対応した魅力ある地場産品等の開発を促進する。

(4) 観光

近隣の自治体と連携した広域観光ネットワークを活用するほか、着地型旅行商品の造成や体験型観光の推進及び地域イベント等の支援を行い、観光産業の振興を図る。3地域には温泉施設が多くあるが、老朽化が進んでおりボイラー等の設備改修が必要なため、点検及び改修工事等により長寿命化を図り、観光客が快適な空間で過ごせるよう努めるとともに、景観形成の推進も行っていく。

(5) ジオパーク

住民活動を主体とした地域資源の保護・保全と、教育及び観光への活用をさらに推進するために、出前講座や校外学習など地域住民に対して学びの機会を提供し、郷土愛を育み、コミュニティを強化する。

また、遊歩道等の整備を実施し、環境を整え、ジオパークを活用した学習旅行や周遊型観光を始め、恵まれた観光資源を存分に生かして地域住民だけでなく来訪者が楽しみながら大地、自然、生活、文化のつながりについて学べる地域の形成を図る。

以上に記載した全ての施設の整備に係る目標については、むつ市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ. 事業計画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2. 産業の振興	(1)基盤整備 農業	農道橋樑長寿命化計画	市	川内	
		林業	林道改良事業	市	川内
			林道施設長寿命化対策事業	市	川内
	(2)漁港施設	漁港施設機能強化事業負担金 (桧川漁港)	県	川内	
		漁港施設機能強化事業負担金 (大畑漁港)	県	大畑	
		水産物供給基盤機能保全事業負担金 (大畑漁港)	県	大畑	
		水産物供給基盤機能保全事業負担金 (正津川漁港)	県	大畑	
		漁村再生交付金事業負担金 (大畑漁港)	県	大畑	
		水産物供給基盤機能保全事業負担金 (木野部漁港)	市	大畑	
		木野部漁港改修事業	市	大畑	
		赤川漁港改修事業	市	大畑	
		漁港施設機能強化事業負担金 (脇野沢漁港)	県	脇野沢	
		水産物供給基盤機能保全事業負担金 (脇野沢漁港)	県	脇野沢	
		水産物供給基盤機能保全事業負担金 (九艘泊漁港)	市	脇野沢	
		脇野沢漁港施設事業負担金	県	脇野沢	
		小沢漁港改修事業	市	脇野沢	
		水産業強化支援事業	市	川内 大畑	
(9)観光またはレ クリエーション	湯野川温泉濃々園建替事業	市	川内		

	(10)過疎地域持続的発展特別事業 その他	ふれあい温泉川内改修事業	市	川内
		奥薬研修景公園改修事業	市	大畑
		薬研温泉分湯施設改修事業	市	大畑
		薬研多目的トイレ改修事業	市	大畑
		薬研野営場改修事業	市	大畑
		コミュニティーセンター脇野沢温泉改修事業	市	脇野沢
		脇野沢流通センターリニューアル事業	市	脇野沢
		脇野沢リフレッシュセンター鱒の里解体事業 (事業内容) 道の駅わきのさわ「リフレッシュセンター鱒の里」を解体する。 (必要性) 脇野沢流通センターのリニューアルに伴い同施設に機能が集約され、今後利用見込みのない施設となるため解体が必要である。 (事業効果) 解体することにより、周辺環境が整備され、観光地の景観保全につながる。	市	脇野沢

エ. 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧川内町区域、 旧大畑町区域、 旧脇野沢村区域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記イ. その対策及びウ. 事業計画のとおり。なお、上記事業の実施にあたっては、青森県、下北圏域定住自立圏の構成町村や関係機関との連携を図る。

オ. 公共施設等総合管理計画等との整合

「むつ市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域

特性、交通の利便性等を考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

なお、用途別の方針については、次のとおりである。

漁港施設については、長寿命化計画を策定し、定期的な調査や診断を実施し、予防保全の考えに基づいた維持管理を行うとともに、地域の漁業実態に即した施設規模の適正化や漁業施設・用地の再編・整序による漁港利用環境の改善を行う。

産業系施設については、一部の施設において指定管理者制度を導入し施設の持つ機能を最大限に引き出す運用を図っているものの、社会経済状況や市民が必要とする機能の変化等により、市が保有する必要性が低下した施設や利用者が限られている施設、また、老朽化が著しい施設があることから、今後の社会経済状況等を見極めて、存廃や管理運営方法の見直しを検討する。

公園施設については、人口減少に対応したコンパクトシティ構想に基づき策定した緑の基本計画により、適正な配置等に努める。また、「むつ市公園施設長寿命化計画」に基づき、適正な管理運営、長寿命化及び集約化を行うとしていることから、むつ市公共施設等総合管理計画と整合している。

3. 地域における情報化

ア. 現況と問題点

本市ではこれまで、住民への情報伝達手段として、広報紙やコミュニティFM放送のほか、地域ごとに整備されていた防災行政無線を活用してきたが、法改正により既存のアナログ設備が使用できなくなったことから、津波災害への迅速な情報伝達に特化した形で沿岸部等の一部地域に限定して防災行政無線のデジタル化を実施している。それを補完すべく、新たな情報伝達手段として、各種SNSによる広報に加え、スマートフォンアプリを活用した仕組みの整備を進めているが、高齢者のスマートフォン所有率が低く、デジタルデバイス対策が課題となっている。

さらに今後、地域の人口減少や高齢化の進展に伴い、庁舎窓口での申請・手続を行うことが困難な市民が増加することが予想されるため、庁舎に出向くことなく手元のスマートフォン等で各種行政手続を行うことのできる仕組みづくりが課題となっている。

イ. その対策

近年の情報伝達手段の多様化に伴い、緊急速報アプリ、各種SNSのほか、様々な媒体を積極的に活用し、災害及び緊急時に正確な情報をいち早く届けられる体制を構築していく。また、全ての行政手続を自宅から完結できるようクラウドサービスを活用した行政手続のオンライン化や、窓口においてはタブレット端末等を利用した行政手続を構築していく。スマートフォンやタブレット端末等の操作に不慣れな高齢者には、初心者向け操作セミナーの開催等を通じた支援を行っていく。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

ア. 現況と問題点

(1) 道路

本市は極めて広い面積を持ち、各地域間及び集落間の距離も長く、地域間交流は骨格である国道 279 号及び国道 338 号に大きく依存しているが、迂回路のない箇所も多く、災害等で通行止めになった際の地域の孤立化が懸念されている。

さらに国道や県道の中でも、住宅地や集落を通過する箇所では幅員の狭い所が多く、特に冬期間において、大型自動車の交差や歩道の確保に支障を来している状況にある。また、市道は改良率及び舗装率とも低い状況にあり、未舗装及び老朽化が進んでいる路線の整備・充実が課題となっている。

(2) 交通確保対策

3 地域において、陸路にあっては路線バスやタクシーが地域住民の通学、通勤、通院等の移動手段として運行されており、海路にあっては脇野沢地域において蟹田・脇野沢航路が観光航路として運航され、重要な役割を果たしている。

しかし、3 地域の公共交通を取り巻く環境は、人口減少やモータリゼーションの進展等による利用者の減少や交通事業者における運転手不足等といった影響による路線バスの減便や廃止、タクシー運行車両の不足など、年々、厳しさを増しており、公共交通の維持・確保が大きな課題となっている。また、3 地域においては、地域内の交通事業者が極めて少なく、各地域において交通事業者が事業を終了した場合、地域全体が交通空白地となることが問題である。

イ. その対策

(1) 道路

市道については、未舗装や老朽化が進んでいる路線の補修を推進し、改良率及び舗装率の向上を図るとともに、国道や県道についても、国や県との連携を図りながら整備を促進する。また、冬期間の雪による交通障害や事故を防ぐために、老朽化が進んでいる除雪機械を更新し、適切な除排雪を実施する。

(2) 橋梁

道路と同様、老朽化が進んでいる橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を行うとともに、国道や県道における橋梁についても、国や県との連携を図りながら整備を促進する。

(3) 交通確保対策

既存の公共交通（路線バス・タクシー）の維持・確保を前提としつつ、3地域それぞれの住民ニーズに応じた新たな交通サービス（公共ライドシェア、デマンド型交通等）の導入について検討・実施する。

以上に記載した全ての施設の整備に係る目標については、むつ市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ. 事業計画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	蛸崎3号線 舗装	市	川内
		蛸崎4号線 舗装	市	川内
		蛸崎6号線 側溝	市	川内
		蛸崎7号線 舗装	市	川内
		中畑葛沢線 舗装	市	川内
		田野沢2号線 舗装・側溝	市	川内
		松ノ木8号線 舗装・側溝	市	大畑
		上野2号線外 側溝	市	大畑
		中島9号線 舗装	市	大畑
		伊勢堂1号線 舗装	市	大畑
		小沢1号線 道路付替	市	脇野沢

	橋梁	第2高野川橋 撤去	市	川内
		第三高野川橋 補修	市	川内
		安部城1号橋 補修	市	川内
		安部城3号橋 補修	市	川内
		第1堀川橋 補修	市	川内
		二ツ谷2号橋 補修	市	川内
		二ツ谷3号橋 補修	市	川内
		上小倉平橋 補修	市	川内
		釜谷橋 補修	市	川内
		狐森1号線	市	川内

		補修		
		新小目名橋 補修	市	大畑
		仮団地橋 架替	市	大畑
		参道橋 補修	市	大畑
		第二参道橋 補修	市	大畑
		第三参道橋 補修	市	大畑
		関根橋 補修	市	大畑
		釣屋浜橋 補修	市	大畑
		木野部橋 架替	市	大畑
		上野横断歩道橋 補修	市	大畑
		源藤城橋 補修	市	脇野沢
		細間橋 補修	市	脇野沢
		山神橋 補修	市	脇野沢
		脇野沢橋 架替	市	脇野沢
		九艘泊2号橋 補修	市	脇野沢
		九艘泊3号橋 補修	市	脇野沢
		深石橋 撤去	市	脇野沢
	(8)道路整備機械 等	除雪機械整備・更新事業	市	川内 大畑 脇野沢

--	--	--	--	--

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

「むつ市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性等を考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

なお、用途別の方針については、次のとおりである。

道路施設については、地理的条件から凍害等の損傷が激しく、修繕を要する道路が多くなっていることから、定期的な点検とその結果に基づいた維持管理を行うとともに、計画的な予防保全を検討し、メンテナンスサイクルの確立を図る。

橋梁については、「むつ市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長期的な視点から効果的かつ効率的に管理し、維持更新コストの最小化と財政負担の平準化を図る。

本計画では、むつ市公共施設等総合管理計画と整合を図り、長寿命化や集約化を行うとしている。

5. 生活環境の整備

ア. 現況と問題点

(1) 水道施設

3地域の水道の普及率は、99%を超えており、飲料水の安定的な供給が図られている。平成22年度には基幹施設の全面的な改良と小規模な水道施設を上水道へ統合しているが、広範囲に点在する水道施設の老朽化が進んでおり、老朽化した配水管等の計画的な整備・布設を着実に推進する必要がある。

(2) 汚水処理施設

公共用水域の水質改善・保全及び水洗化による住環境の向上を図るため、下水道施設の整備を進めている。

令和6年度末の下水道普及率は、川内地区が69.0%、大畑地区が54.0%、脇野沢地区が46.0%（漁業集落排水施設を含めると58.0%）となっている。

(3) 廃棄物処理施設

3地域では、下北地域広域行政事務組合で共同処理を行ってきたが、ごみのリサイクル推進や分別収集の徹底等の減量化対策、廃棄物の不法投棄防止対策等に努める必要がある。また、廃焼却炉の解体処理に対する対応が必要となっている。

し尿処理についても同様に共同処理されているが、居住環境の向上を図るために、公共下水道の推進と合併処理浄化槽の普及を図ることが必要となっている。

(4) 消防・救急施設

3地域の消防防災体制は、下北地域広域行政事務組合のもと、大畑消防署、むつ消防署川内消防分署及び脇野沢消防分署の常備消防と、各地域の消防団である非常備消防で構成されている。

常備消防においては、近年の消防業務の多様化、救急業務の高度化に対応するための消防職員の資質向上や適正配置、老朽化が進む消防関連施設や消防車両、消防水利等の計画的整備・更新等が課題となっている。また、消防団においては、団員の高齢化や若年層の地域外流出に伴い減少傾向にある団員の確保及び加入促進による組織の維持・強化、老朽化が進む消防団装備や消防団車両の計画的な整備が必要となっている。

それらの諸課題を解決し、20年後も持続可能な消防・救急体制の確立を目指すため、平成31年3月におつ市消防ビジョンを策定し、その進捗に対するフォローアップに必要な調査・検討を目的とするおつ市消防ビジョン推進委員会において進捗管理を行っている。これまでの実績として、消防職員の3交替制から2交替制への移行、常備消防車両の更新台数の削減、消防団の装備更新を実施しており、今後もおつ市消防ビジョンに基づき、計画的な整備を行っていく必要がある。

(5) 公営住宅

公営住宅の整備は、過疎地域の定住促進を図る上での生活基盤として欠かせないことか

ら、各地域とも重点的な事業として整備を進めてきたが、住宅の老朽化が進んでおり、少子高齢化等の社会情勢の変化や住宅ニーズの多様化に対応しているとは言えず、安全、快適で良質な住宅の整備が必要となっている。

(6) その他関連施設

3地域の大半は山林原野で占められているが、昨今のゆとりある生活に対する要求、余暇の増大、自然環境への関心の高まり等により、スポーツや文化活動あるいはレクリエーションの場や防災など、多様な観点から、公園・緑地の有効な活用、整備が必要となっている。また、自然災害等による災害危険箇所に対し災害防止対策を講じていく必要がある。

斎場については、年数の経過とともに炉等に劣化が見られることから、定期的な補修整備が必要となっている。

イ. その対策

(1) 水道施設

老朽化した基幹施設の整備・改良を推進し、長寿命化を図るほか、災害に備えるため、水道施設の耐震化を進めていく。

(2) 汚水処理施設

下水道の普及率向上のため、公共下水道の整備及び特定環境保全公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を促進し、地域の住環境の改善を図る。

(3) 廃棄物処理施設

市全体としてリサイクルの推進や分別収集の徹底によるごみの減量化を推進する。また、山林等への廃棄物の不法投棄を防止するため見回り等の不法投棄防止対策を実施する。

ごみ焼却炉の集約に伴い、廃止となった焼却炉が倒壊し事故を招くおそれがあるため、適切に解体処理を行う。

(4) 消防・救急施設

むつ市消防ビジョンに基づき、消防・救急施設及び車両を計画的に配備し、消防団の装備及び車両についても計画的な整備を行う。また、高齢化が進んでおり、災害時に適切に避難するために、地域防災意識の普及啓発に努める。

(5) 公営住宅

老朽化が進行しているため、公営住宅の建設、改修、維持を計画的に進めていく。

(6) その他関連施設

公園・緑地をレクリエーション等の場として有効活用するほか、定期的に点検を行い、

老朽化している部分や破損している部分には補修整備を行う。

斎場についても老朽化が進んでいるため、定期的な補修整備に努めていく。また、崖に面した土地等の災害危険箇所に対する防止対策を進め、被害を未然に防ぐ。

以上に記載した全ての施設の整備に係る目標については、むつ市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ. 事業計画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道施設整備事業	市	川内 大畑 脇野沢
	(4)火葬場	斎場改修事業	市	川内 大畑 脇野沢
	(5)消防施設	消防団車両整備事業	市	川内
		防火水槽整備事業	市	川内 大畑 脇野沢
(7)過疎地域持続 的発展特別事業 危険施設撤去	旧簡易水道施設解体事業 (事業内容) 上水道施設への統合に伴い、廃止した 旧簡易水道施設を解体する。 (必要性) 老朽化が著しい施設や耐用年数を超 えている施設の倒壊が懸念されるため、 早急な対策が必要である。 (事業効果) 施設を解体することで倒壊等を未然 に防止し、地域住民の安全を確保する。	市	川内 大畑 脇野沢	

	(8)その他	急傾斜地整備事業負担金 (事業内容) 川内地域、大畑地域及び脇野沢地域の急傾斜地に崩壊防止対策を実施する。 (必要性) 降雨により斜面に小崩落が見られ、豪雨時には大崩落の発生が懸念されるため早期の対策が必要である。 (事業効果) 崩落対策を行う事で豪雨時の道路の確保、地域住民の安全につながる。	県	川内 大畑 脇野沢
		雨水対策事業 (事業内容) 大雨や集中豪雨等により浸水被害が頻発する地区において、雨水対策を実施する。 (必要性) 大雨や集中豪雨により浸水被害が頻発しているため、早急な対策が必要である。 (事業効果) 地勢に応じた浸水対策を行い、安全・安心なまちづくりにつながる。	市	川内 大畑

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

「むつ市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性等を考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

なお、用途別の方針については、次のとおりである。

上水道施設については、「むつ市水道ビジョン2018」に基づき、安心で安定した水の供給、経営の安定、サービスの向上を図る。とりわけ、人口減少等に伴って水道使用量の減少傾向が続き、財政面への影響が生じていることから、施設の効率的な維持管理と長寿命化のための新しい管理手法や民間事業者の経営手法を取り入れるなど、経営の合理化と経営基盤の強化を図る。

下水道施設については、「むつ市污水处理施設整備構想」に基づき、人口減少など污水处理施設の整備を取り巻く諸情勢を考慮し、規模の縮小や処理方法の見直し等により効率化を図る。

公営住宅については、令和7年度末時点で262戸（市営住宅全体の47.2%）が耐用年数を超えており、今後も公営住宅の建替え等を行わなければ、耐用年数を超える住宅の割合は依然として高い水準を維持するものと予想されている。

本市では「むつ市公営住宅等長寿命化計画」に基づいた施策により、人口動態に応じた必要戸数の整備と計画的な改善を行うとともに、コンパクトシティ形成に向けた施策の一つとしてPFI方式の導入により住宅の集約建替事業を進めており、老朽化住宅の解消と

居住性能の向上を図る。また、存続となる住宅については、老朽化や劣化等による事故や居住性の低下等を未然に防ぐため、対症療法的維持管理から予防保全的維持管理への転換を進め、耐久性の向上を目指している。これにより、住宅の長寿命化を図りながらライフサイクルコスト（生涯費用）の縮減が図られている。

公園施設については、人口減少に対応したコンパクトシティ構想に基づき策定した緑の基本計画により、適正な配置等に努める。また、「むつ市公園施設長寿命化計画」に基づき、適正な管理運営、長寿命化及び集約化を行うとしていることから、むつ市公共施設等総合管理計画と整合している。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア. 現況と問題点

(1) 子育て環境

3地域の乳幼児人口は近年の出生率の低下により大幅に減少し、保育園、幼稚園、認定こども園の各施設の利用者数は減少している。また、施設においては老朽化が進行しており、安全な保育を行うため、改修等が必要である。

一方、児童を取り巻く環境は、少子化、核家族化、母親の就職率の向上といった社会変化を受け、個人の価値観や生活様式が多様化し、子育てへの意識や考え方にも変化が見られている。このような状況を受け、多様化する教育・保育ニーズに対応できるよう体制の整備を進めていくことや、児童が心身ともに健やかに成長できるよう重層的な相談対応、支援体制の整備が必要である。

(2) 高齢者の保健・福祉

3地域の総人口に占める高齢者人口の割合は、令和2年国勢調査では47.6%で県平均の33.7%を大きく上回っている。高齢化率は今後も上昇することが予想されるが、高齢者が必要とするサービスの分野は、保健、医療、福祉から、生きがい、生活の安定など多様化しており、これらに対応した分野の枠を超えた総合的な高齢者対策の推進が重要となっている。また、高齢化率が上昇し、老人福祉センターや総合福祉センターの需要も高まっているが、施設やボイラー等設備の老朽化が進んでいるため、施設の維持・管理が課題となっている。

(3) 障がい者の福祉

平成25年4月施行の障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス事業、地域生活支援事業の充実に努め、身体障がい者（児）に対しては、巡回診査、更生相談、施設への入所、地域生活支援事業として補装具の交付・修理、日常生活用具の給付及び更生医療の給付等を行っている。また、知的障がい者（児）、精神障がい者に対しては、社会適応能力

の向上のため、介護給付・訓練給付等の障がい福祉サービスを実施している。障がい者手帳を保持している人の数は増加傾向にあるため、更なるサービスの充実が課題となっている。

イ. その対策

(1) 子育て環境

保育園、幼稚園、認定こども園の整備を行い、長寿命化と保育ニーズに対応した施設づくりを推進する。また、児童の健全育成につながる切れ目のない支援や児童相談の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援体制を整備し推進していく。

(2) 高齢者の保健・福祉

高齢者の健康保持・増進に資する健康づくり事業の充実を図り、老朽化が進んでいる老人福祉センターや総合福祉センターの整備及び設備改修を行い、施設の維持・管理を行う。

また、移動が困難な高齢者の外出支援サービスに用いる福祉車両の使用年数が10年以上経過している車両もあるため、さらなる高齢者の福祉の向上に努める。

(3) 障がい者の福祉

「むつ市障がい者計画」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者の福祉への政策の推進を図り、自立した生活を送れるよう、相談体制の強化、保健・医療体制の充実、障害福祉サービス・生活支援の実施など、全ての人が互いに認め合いながら、誰にとっても暮らしやすいと思えるまちづくりの構築を目指す。また、自らの意思による社会参加を実現できるよう心身障害者集会施設等の維持・管理を行い、障がい者の福祉向上に努める。

以上に記載した全ての施設の整備に係る目標については、むつ市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ. 公共施設等総合管理計画等との整合

「むつ市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性等を考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

なお、用途別の方針については、次のとおりである。

心身障害者集会施設、老人憩いの家、総合福祉センター、老人福祉センターについては、経年劣化による老朽化が著しい施設があるため、施設機能の維持・管理に努め、近隣にある公共施設との複合化を含め、公共施設再編について検討する。

子育て支援施設については、老朽化が目立つ施設や児童数の減少から休館となっている施設があるため、「むつ市学校教育プラン」の考えや動向を踏まえ、小学校の余裕教室を有効活用した複合化を進める。

公園施設については、人口減少に対応したコンパクトシティ構想に基づき策定した緑の

基本計画により、適正な配置等に努める。また、「むつ市公園施設長寿命化計画」に基づき、適正な管理運営、長寿命化及び集約化を行うとしていることから、むつ市公共施設等総合管理計画と整合している。

7. 医療の確保

ア. 現況と問題点

3地域における医療機関は、むつ市及び下北郡1町3村で構成されている一部事務組合下北医療センターの基幹病院であるむつ総合病院を中心に、各地域の病院、診療所との機能分担及び有機的な連携を図り、地域の基礎的な医療施設としての役割を果たしている。

しかし、病院事業の経営は年々厳しさを増しており、経営の健全化対策と医師不足及び看護師不足の解消が大きな課題となっている。

イ. その対策

むつ総合病院と連携を密にし、3地域の診療所における医療体制の維持・充実に努めるため、医師及び看護師の確保対策を推進していく。また、診療所施設及び各種医療機器の整備・充実に努め、診療所の機能維持に努めていく。

以上に記載した全ての施設の整備に係る目標については、むつ市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ. 事業計画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の確保	(1)診療施設 その他	医療機器整備事業	下北医療センター	川内 大畑 脇野沢
		医療施設整備事業	下北医療センター	川内 大畑 脇野沢

	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>診療所医師確保対策事業 (事業内容) むつ総合病院と連携した診療所における医療体制の維持・充実、医師確保対策を行うための補助・負担金を支出する。</p> <p>(必要性) 医師不足及び看護師不足等医療体制の課題を解消するために必要である。</p> <p>(事業効果) 常勤医師の確保や医師の派遣、医師の研修等を実施し、地域医療の確保及び医療技術の向上につながる。</p>	下北医療センター	川内 大畑 脇野沢
--	-------------------------	--	----------	-----------------

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

「むつ市公共施設等総合管理計画」には、医療施設に関する用途別の方針が記載されていないため、基本方針の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性等を考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

8. 教育の振興

ア. 現況と問題点

(1) 学校教育

3地域では、学校、家庭、地域が密接な連携を図りながら教育機能を十分発揮し、次代を担う人材の健全育成に取り組む環境づくりに努めてきたが、少子化と過疎化の急速な進行に伴い児童生徒数が減少したことから、各学校の統廃合を進めてきた。

今後は、小中一貫教育推進のための適正配置や施設の老朽度等を勘案し、校舎や関連施設の改修及び解体を行う必要がある。また、統廃合による学区の広域化に伴い、徒歩による通学が困難な児童生徒の支援のための車両及び備品等の整備を計画的に実施していく必要がある。

(2) 社会教育

変化の早い社会情勢や生活環境の中にあって、生きがいを感じ、ゆとりを持った日常生活を送ることや地域間の世代を超えた交流促進など、豊かな地域づくり・人づくりのためにも社会教育に対する期待は大きい。

「いつでも、どこでも、だれでも」の生涯学習の理念に基づき、学習支援体制の充実を図り、地域コミュニティ活動を推進していく必要がある。

公民館を始めとする生涯学習関連施設については、地域住民のニーズに応え、必要な施設の計画及び整備を推進するほか、既存施設についても、社会教育法に規定されている生活文化の振興、社会福祉の増進を目的として、住民の集会その他の公共的利用に供するため、老朽化や風雨等による損傷を適切に補修し、施設を健全な状態に保ちながら、長寿命化を図る。

(3) コミュニティ活動・スポーツ振興

地域住民が生涯にわたって幸せに生活するために、地域コミュニティ活動の推進が重要・不可欠なものになっている。また、心身とも健康で豊かな生活のために、スポーツ・レクリエーションの振興が求められている。

地域コミュニティの拠点となる施設やスポーツ振興の施設はその母体となる施設であり、老朽化や破損に対応した計画的整備が必要となっている。

イ. その対策

(1) 学校教育

小・中学校校舎及び関連施設の計画的な改修や解体を行うほか、小・中学校車両及び備品等についても計画的な整備を実施し、児童生徒の適切な教育環境の整備に努める。

(2) 社会教育

市全体として、生きがいづくりにつながる生涯学習の推進のほか、学校と地域の連携を強化し様々な体験を通じて、こどもたちが活動できる環境づくりを促進する。また、地域活動のリーダーの育成や各種団体組織の育成強化を実施し、社会教育の充実を図るほか、社会教育に活用される施設の改修についても計画的に推進する。

(3) コミュニティ活動・スポーツ振興

地域コミュニティ組織の育成強化を図るほか、海と森ふれあい体験館、大畑体育施設やふれあいスポーツパークといった施設の経年劣化や破損を改修し、長寿命化を実施する。

また、廃止となった脇野沢総合運動場については、施設倒壊の危険性を排除するため、施設を解体する。

以上に記載した全ての施設の整備に係る目標については、むつ市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ. 事業計画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校舎	川内小中学校整備事業	市	川内
		大畑小中学校整備事業	市	大畑
		脇野沢小中学校整備事業	市	脇野沢
	(3)集会施設、体 育施設等 公民館	公民館改修事業	市	川内 大畑
		体育施設	ふれあいスポーツパーク改修事業	市
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	大畑体育施設改修事業	市	大畑
		脇野沢総合運動場解体事業 (事業内容) 事実上の廃止となった脇野沢運動場のバックスクリーン等の解体を行う。 (必要性) 施設倒壊等の危険性を排除する必要がある。 (事業効果) 地域住民が安全に生活することができる。	市	脇野沢
			スクールバス運行事業 (事業内容) 川内小中学校の3路線、大畑小中学校の2路線、脇野沢小中学校の2路線の合計7路線で約100人の登下校の補助を行う。 (必要性) 少子化に伴い小中学校の統廃合を進めたことにより、徒歩による通学が困難な児童生徒への支援が必要である。 (事業効果) 児童生徒が安全に通学でき、学ぶ機会が保障される。	市

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

「むつ市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性等を考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

なお、用途別の方針については、次のとおりである。

学校施設については、本市における施設面積の約40%を占めているが、児童生徒数の減少によりクラス数と施設規模の不均衡は大きくなっている。

本市では、地域の教育レベルの向上を図るべく、小中一貫教育を基本に据えた義務教育を展開しており、川内及び脇野沢地域においては併設型、その他地域においては分離型の小中一貫教育を推進している。

併設型小中一貫教育は、学校施設の老朽化と施設規模の不均衡の問題を効率的に解決できる手段でもあることから、ブロックごとの状況を見据えながら取組を進める。

公民館、コミュニティセンター等の市民文化系施設については、多くの施設が地域活動の拠点や災害時の緊急避難場所となっていることから、適切な配置と規模を図りつつ、できるだけ複数の機能を併せた複合化を検討する。大畑公民館は、耐震基準前に建築された施設で大規模改修又は更新が必要となっていることから、適正な規模と周辺にある公共施設との複合化を検討する。

社会教育系施設については、省エネルギー型への施設改修等を行い、維持管理費用の縮減を図るほか、複合化についても検討する。

スポーツ施設については、複数存在する類似のスポーツ施設のあり方や老朽化問題等に対応するため「むつ市スポーツ施設整備計画」に基づき、適切なスポーツ施設の規模、配置及び機能を検討し、施設の選択と集中による最適化を進める。また、存続となる施設については、耐震化や日常的な維持管理費用の縮減、公共サービスの向上につながる施設改修を進める。

本計画では、むつ市公共施設等総合管理計画と整合を図り、長寿命化や集約化を行うとしている。

9. 集落の整備

ア. 現況と問題点

3地域の集落は、海岸線を走る国道279号、国道338号及び県道沿いや、川内川、大畑川、脇野沢川等の川沿いに形成されている。

各集落とも人口の減少が著しく高齢化が進んでいることから、地域防災体制の整備、既存交通の維持・確保、新たな交通サービス（公共ライドシェア、デマンド型交通等）の導入が課題となっている。また、一部の集落では、人口減少に加え高齢者人口が半数を上回る状況になっていることから、地域行事やイベントの開催、運営を始め、伝統、文化の継承等が大きな課題となっている。

○川内地域

本地域は、海岸線を走る国道 338 号沿いに 9 集落、川内川沿いに北上して 6 集落、その他の河川沿いに 2 集落の計 17 集落がある。各集落とも人口の減少が著しく、集落の小規模化が進行しており、今後は更なる人口減少により維持困難となる集落が発生することが懸念される。

交通環境については、国道 338 号沿いに脇野沢地域から川内地域を經由し、田名部地域までを広域バス路線（下北線）が運行しており、川内川沿いの 6 集落（湯野川・畑・安部城・銀杏木・上小倉平・下小倉平）を結んで街中まで運行していた路線バス（川内～湯野川線）が令和 4 年度の運行をもって廃止となった経緯から、令和 5 年度においてデマンド型乗合タクシーの実証運行を実施し、令和 6 年度から自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の制度を活用したむつ市コミュニティタクシーの運行を市の直営で実施している。

地域内の交通事業者が極めて少なく、交通事業者が事業を終了した場合、地域全体が交通空白地となることが問題である。また、地区の生活道路や側溝、広場、公園等の、生活環境の向上を図る必要がある。

○大畑地域

本地域は、国道 279 号沿いに 5 集落、大畑川沿いに 4 集落、正津川沿いに 1 集落の計 10 集落がある。

交通環境については、国道 279 号沿いに大畑地域から田名部地域までを広域バス路線（むつ・佐井線、むつ線）が運行しており、奥薬研地区から街中まで運行していた路線バス（薬研・小目名線）が平成 21 年 10 月末の運行をもって廃止となった経緯から、平成 22 年 8 月より、デマンド型乗合タクシーの運行を地域のタクシー事業者に委託している。

地域内の交通事業者が極めて少なく、交通事業者が事業を終了した場合、地域全体が交通空白地となることが問題である。また、道路、側溝、海岸、公園等の整備を要する事項も多く、これらを計画的に整備し、生活環境の向上を図る必要がある。

○脇野沢地域

本地域は、国道 338 号沿いに 5 集落、県道九艘泊線沿いに 6 集落の計 11 集落で構成されている。

中心集落である本村地区では脇野沢川河川改修事業による住居移転があり、一部宅地化が進行したものの、その他の集落では宅地化には至っていない。

交通環境については、国道 338 号沿いに脇野沢地域から川内地域を經由し、田名部地域までを広域バス路線（下北線）が運行しており、地域内を路線バス（九艘泊線、源藤城線）が運行している。

地域内の交通事業者が極めて少なく、交通事業者が事業を終了した場合、地域全体が交通空白地となることが問題である。また、道路等交通基盤等について計画的に整備

し、生活環境の向上を図る必要がある。

イ. その対策

各地域のコミュニティ活動の推進、支援を行うとともに、生活道路や側溝、広場、公園等の施設を定期的に点検し、補修や長寿命化対策を行うことで生活環境の向上を図る。また、各集落間の交通機関を維持・確保し、集落ネットワーク圏の形成支援を行い、高齢化が進行する集落の整備を一体的に実施する。

10. 地域文化の振興等

ア. 現況と問題点

○川内地域

本地域では、縄文・弥生時代の遺跡が数多く発見されているほか、下北の代表的な中世遺跡として注目されている鞍越遺跡が存在することから、埋蔵文化財等を調査・保存し、活用を図る必要がある。また、県無形民俗文化財に指定されている川内八幡宮例大祭の山車行事や各集落の神楽等の多様な文化、郷土芸能等の伝承活動の維持が課題となっている。

○大畑地域

本地域は、10 か所を超える遺跡が存在し、先人の生活様式や生産活動の事跡、変遷を知る貴重な資料が出土し、二枚橋2遺跡出土品は重要文化財に指定されている。

平成12年には、例年9月に行われる大畑まつり(大畑八幡宮例大祭)の山車行事が県無形民俗文化財に指定されている。少子高齢化が進む中、これらの貴重な文化財を保護し、地域文化を継承していくことが課題となっている。

○脇野沢地域

本地域では、縄文時代を中心とした貴重な遺跡が28か所確認されており、その記録保存された遺物等の公開展示が必要となっている。また、本地域は、特別天然記念物「カモシカ」の生息地や天然記念物「下北半島のサル及びサル生息北限地」としても知られているが、個体数が増加し作物等への被害も増加しているため、天然記念物の適正な管理が急務となっている。

さらに、地域に定着した脇野沢八幡宮例大祭があり、県無形民俗文化財でもある山車行事や郷土芸能が伝わっている。また、本地域の生業を物語る市指定文化財の木造和漁船等の貴重な文化遺産が今も残されており、これらを永く守り伝えていく必要がある。

イ. その対策

住民が高度な文化・芸術に触れることのできる環境づくり及び様々な文化・芸術活動に参加しやすい体制づくりを推進し、地域に根ざした文化活動の支援を行う。3地域の史跡等の文化財やカモシカ、サル等の天然記念物を適切な形で保護し管理するほか、郷土芸能の保存と後継者育成の推進により、地域文化を振興し、次代につなげていく。

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

ア. 現況と問題点

太陽光や風力、バイオマスなど、自然豊かな3地域では、再生可能エネルギーとなる資源が豊富である。これらの地域の特性を生かしながら、再生可能エネルギーを利用する関連産業の振興を図る必要がある。

イ. その対策

地域との共生を前提に、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、農林漁業の健全な発展と調和を図りながら、自然環境・地域がそれぞれ持続可能な形で共生する再生可能エネルギーを推進していく。

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

ア. 現況と問題点

3地域では市民生活の向上を目的として公共施設を整備し、公共サービスの提供に努めてきたが、これらの施設が老朽化対策や更新の時期を迎え、対策を講じなければ事故の発生や施設の休廃止など公共サービスの低下につながるおそれがあることから、施設の統廃合を進めてきた。この結果、役割を終えた公共施設が各地域に点在しており、老朽化した屋根等が飛散し、人的災害が発生するおそれもあることから、今後、老朽化等を勘案し、施設の解体を進めていく必要がある。

イ. その対策

今後発生が予想される、使われなくなった公共施設の解体費用を、過疎地域持続的発展基金へ積立することにより、地域住民が安全に、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

ウ. 事業計画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項		過疎地域持続的発展基金積立 (事業内容) 公共施設の解体に必要な費用を基金に積み立てる。 (必要性) 公共サービス維持のため公共施設の統廃合を進めたことにより、使われなくなった公共施設が老朽化し、倒壊する危険があるため。 (事業効果) 倒壊の危険がなくなり、地域住民が安心して暮らすことができる。	市	川内 大畑 脇野沢

●再掲

(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 その他	脇野沢リフレッシュセンター鱒の里解体事業 (事業内容) 道の駅わきのさわ「リフレッシュセンター鱒の里」を解体する。 (必要性) 脇野沢流通センターのリニューアルに伴い同施設に機能が集約され、今後利用見込みのない施設となるため解体が必要である。 (事業効果) 解体することにより、周辺環境が整備され、観光地の景観保全につながる。	市	脇野沢 公共施設の再編に伴い、利用見込みのなくなる施設を解体することにより、地域住民の生活環境を整備することで暮らしやすい環境となることから、地域の持続的発展に資するものである。
5. 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 危険物撤去	旧簡易水道施設解体事業 (事業内容) 上水道施設への統合に伴い、廃止した旧簡易水道施設を解体する。 (必要性) 老朽化が著しい施設や耐用年数を超えている施設の倒壊が懸念されるため、早急な対策が必要である。 (事業効果) 施設を解体することで倒壊等を未然に防止し、地域住民の安全を確保する。	市	川内 大畑 脇野沢 地域住民の安全を確保し生活環境を整備することで暮らしやすい環境となることから、地域の持続的発展に資するものである。

7. 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>診療所医師確保対策事業 (事業内容) むつ総合病院と連携した診療所における医療体制の維持・充実、医師確保対策を行うための補助・負担金を支出する。</p> <p>(必要性) 医師不足及び看護師不足等医療体制の課題を解消するために必要である。</p> <p>(事業効果) 常勤医師の確保や医師の派遣、医師の研修等を実施し、地域医療の確保及び医療技術の向上につながる。</p>	下北医療センター	<p>川内 大畑 脇野沢</p> <p>地域医療の確保及び医療技術の向上を図ることにより、住民の健康が保たれ、人口減少の抑制につながることから、地域の持続的発展に資するものである。</p>
8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>脇野沢総合運動場解体事業 (事業内容) 事実上の廃止となった脇野沢運動場のバックスクリーン等の解体を行う。</p> <p>(必要性) 施設倒壊等の危険性を排除する必要がある。</p> <p>(事業効果) 地域住民が安全に生活することができきる。</p> <p>スクールバス運行事業 (事業内容) 川内小中学校の3路線、大畑小中学校の2路線、脇野沢小中学校の2路線の合計7路線で約100人の登下校の補助を行う。</p> <p>(必要性) 少子化に伴い小中学校の統廃合を進めたことにより、徒歩による通学が困難な児童生徒への支援が必要である。</p> <p>(事業効果) 児童生徒が安全に通学でき、学ぶ機会が保障される。</p>	市 市	<p>脇野沢</p> <p>地域住民の安全を確保し生活環境を整備することで暮らしやすい環境となることから、地域の持続的発展に資するものである。</p> <p>川内 大畑 脇野沢</p> <p>児童生徒の通学を支援し学ぶ機会を守ることにより地域の将来の担い手を育てることにつながり、地域の持続的発展に資するものである。</p>

<p>12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p>		<p>過疎地域持続的発展基金積立 (事業内容) 公共施設の解体に必要な費用を基金に積み立てる。 (必要性) 公共サービス維持のため公共施設の統廃合を進めたことにより、使われなくなった公共施設が老朽化し、倒壊する危険があるため。 (事業効果) 倒壊の危険がなくなり、地域住民が安心して暮らすことができる。</p>	<p>市</p>	<p>川内 大畑 脇野沢</p> <p>統廃合により使われなくなった公共施設を解体し危険を除去することで周辺住民の安全が確保され、また、環境整備につながることから、地域の持続的発展に資するものである。</p>
--------------------------------	--	---	----------	--